

地域活性化ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 線路上空建築物の線路階における耐火性能について	1
2 - 定期検査報告における排煙機の風量測定による是正判定の取りやめ	1
3 - 共同住宅リフォーム時に建築士が判断できるガイドラインの作成と周知及び質疑に関する一次窓口の設置	2
4 - マンション標準管理規約におけるバイアフリー工事、高齢者対応工事の追加記載及び断熱から省エネへ表記変更	2
5 - 建築基準法の既存遡及(エレベーター)の見直し	3
6 - 自動車修理工場の立地に関する規制緩和	3
7 - 災害時等における緊急通行車両等の申請基準緩和要望	4
8 - 旅館業法、ホテル建築規制条例の規制緩和	4
9 - 空家とその敷地の所有者情報の提供	5
10 - 工事中の計画変更時における避難安全検証大臣認定再取得手続きの短縮もしくは免除	5
11 - テナントオフィスビルにおけるテナント入居部分のスケルトン竣工の許可	6
12 - 建築基準法 旧38条大臣認定建築物の活用について	6
13 - 住居系用途の自動車車庫の面積規制の見直しについて	7
14 - 建築物の構造方法の認定等の変更対応の見直し	7

15 -	既存不適格ビルの建替えの円滑化に向けた特例制度の創設(緊急輸送道路沿にある容積オーバー建物建替時の現状容積確保の方策)	8
16 -	都市再生特別地区内の建築物の日影規制適用除外	8
17 -	容積制限の特例の対象となる施設の拡大	9
18 -	共同住宅の共用部の容積緩和について	9
19 -	バルコニーの延べ面積非算入の条件について	9
20 -	バルコニーの外気に有効に開放されている部分の取り扱いについて	10
21 -	工業専用地域における物品販売業・小売業の出店規制の緩和	10
22 -	経營業務管理責任者に関する規制の見直し	11
23 -	電気通信工事・機械器具設置工事業における監理技術者資格者の要件緩和	12
24 -	同一業種について許可営業店ごとの特定・一般建設業の選択の容認	12
25 -	開発行為を伴う場合の、建築工事の建築確認下付までの期間の短縮	13
26 -	大街区化における廃道許可手続きの簡素化(議会承認の不要化)	13
27 -	周辺が単一の用途地域に囲まれている場合の用途地域変更の手続き簡素化(工業専用地域から、住宅・商業用地域への変更)	14
28 -	第一種市街地再開発事業の施行区域要件の見直し	14
29 -	「一団の土地」取引における国土利用計画法第23条第1項に基づく届出基準の明確化及び当該基準の全国的な統一	15
30 -	繁忙期におけるレンタカー使用の容認	15
31 -	自家用マイクロバス貸渡しの届出に係る申請書類の削減	16
32 -	物流施設における駐車場・車路等の容積不算入面積の上限の引き上げ	16
33 -	物流総合効率化法における特定流通業務施設の開発許可基準の見直し	17

34 - 都市計画法 住居専用地での空き家対策のご提案	18
35 - 地域商店街活性化法に基づく支援対象の拡大	18
36 - 旅館業法について	19
37 - いわゆる「民泊」の規制緩和について	19
38 - 旅館業法の緩和と民間宿泊業(民泊)の促進	19
39 - 旧態依然の旅館業法に関して大幅な見直しと規制緩和を求めます	20
40 - 民泊の規制緩和と推進が日本経済を活性化させる一つ!	20
41 - 民泊規制緩和について	21
42 - ホームシェアリングの規制についての意見	21
43 - 民泊規制緩和について	22
44 - 旅館法の緩和	22
45 - 民泊の規制緩和について	23
46 - 旅館業法	23
47 - 旅館業法(簡易宿泊所)	23
48 - 民泊に関する新規制の整備	24
49 - 民泊規制改革に関する提案	24
50 - 民泊の良さ	25
51 - 民泊法制化に関する提言	25
52 - 民泊規制緩和について	26
53 - 眠っている資産の活用及び余裕のある老後	26
54 - 空き家活用と宿不足解消	27
55 - Airbnbを使った民泊の促進について	27

56 - 民泊を愛してその可能性を信じているホストからのホームシェアリングの”未来”に関する提案書	28
57 - 現状の問題と解決策	28
58 - 民泊規制緩和	29
59 - 民泊の幅広い営業を認めていただきたいです	29
60 - 民泊にかかる規制法案	30
61 - 【民泊】規制改革に関する提案	30
62 - 民泊に対してのホームステイ型ホストの意見	31
63 - 民泊の最低宿泊日数7日の撤廃(訪日外国人に対して)	31
64 - 個人の民泊規制の緩和の実質的妥当性及び必要性	32
65 - 自宅での民泊について	33
66 - 民泊の規制緩和についての提案	33
67 - ホームシェアリングに関して	34
68 - 民泊に対する規制緩和のお願い	34
69 - 民泊制度の受け入れに伴う法整備に関して	35
70 - ホームシェアリングの未来についての意見	35
71 - ホームシェアリングによるインバウンド受入れに関する規制緩和について	36
72 - 最低宿泊日数の緩和と「民泊」のすみわけ	36
73 - 規制緩和に対する要望	37
74 - 民泊の許可と制限	37
75 - Airbnbホストの生の声(規制改革に関する提案)	38
76 - 民泊の規制に関する、事実と改善希望に対する提案	39

77 - ホームシェアリングの規制改革に関する提案	……………	40
78 - 貸切バスの営業区域拡大	……………	40
79 - シェアリングサービスAIR BNBについて	……………	41
80 - 最低面積に関する規制	……………	41
81 - Airbnb規制は「ホームステイ型」と「物件ビジネス型」の二つの区分を作るべき	……………	42
82 - airbnbを日本でも広めてください	……………	42
83 - 既存の旅館業法の改善による民泊許可の追加	……………	43
84 - ホームシェアリングにおける規制緩和について	……………	43

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	27年 11月17日	28年 1月13日	線路上空建築物の線路階における耐火性能について	<p>【提案の具体的内容】 線路上空建築物の線路階については建築物として取り扱わないとの見解であり、線路階を構成する躯体には耐火要件が発生しないのが一般的である。しかし近年、法に準じた安全性を求められることもあり、線路階の耐火性能の確保について関係行政より指導される例が増えている。線路階は列車運行上や維持管理上の課題も多いため、鉄道事業者の自主的な安全性の検証をもって耐火性能の確保としたい。</p> <p>【提案理由】 (a)線路上空建築物の線路階は確認申請上、審査対象面積に含まれないため、ほとんどの建物で耐火の規定はかかっていないが、近年、性能設計の導入、建築確認の厳格化等により線路階の耐火性能確保について関係行政より指導される例が増えている。 (b)線路階における耐火性能は、仕様規定において耐火被覆や耐火塗装の施工が必要であり、列車運行に与えるリスクやメンテナンスの困難さ、工事費増大が大きな課題となっている。また性能規定としては、耐火性能検証法があるが、部分適用(線路階のみ)が認められないため、建築物全体での検証となり、既存駅に適用した場合、大規模な既存適及が発生する可能性がある。一方で、一般的に線路階は半屋外空間であり、列車やキヨスク等のホーム上建物を除くと、局所的にごく小さな可燃物がある程度で比較的火災リスクの小さい空間と言える。よって、鉄道事業者による線路上空利用建築物耐火設計指針による検証を自主的に行うことをもって耐火の安全性を確認することで問題ないと考える。 (c)列車運行へのリスクやメンテナンスコストの軽減が図れる。また既存駅においては大規模な改修費用を避けることができる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省
2	27年 11月17日	28年 1月13日	定期検査報告における排煙機の風量測定による是正判定の取りやめ	<p>【提案の具体的内容】 「建築設備定期検査業務基準書 平成20年版」国土交通省住宅指導課監修に規定されている排煙機の風量測定による是正判定は取りやめるべきである。</p> <p>【提案理由】 (a)規制の現状 「建築設備定期検査業務基準書 平成20年版」には、排煙機の風量の検査方法が規定されており、その手順は、排煙口は排煙機器から最も遠方となる排煙口から開放する、開放した排煙口の測定風量の合計値が排煙機の規定風量を超えるまで、順番に排煙口を開放して測定を行うとある。 (b)要望理由 排煙口の排煙風量が法定風量以上確保されていれば避難に支障はない。また、次に示す建築基準法の規定と設計の実態にも則していない。 ・建築基準法では、排煙機の風量は、120m³/min以上かつ1m³/m²・min以上(2以上の防煙区画を兼用する時は2m³/m²・min以上)の排出能力だけが規定されている。 ・排煙ダクトは、上下階の同時開口はしない。隣接する二つの防煙区画が同時開放の可能性がる、の条件で設計する。 (c)要望が実現した場合の効果 モータの更新等による必要以上の排煙機能力の増大にともない、検査時の排煙機の起動による排煙ダクト・ガスケットの破損を防止できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
3	27年 11月17日	28年 1月13日	共同住宅リフォーム時に建築士が判断できるガイドラインの作成と周知及び質疑に関する一次窓口の設置	<p>マンション等の共同住宅において、修繕工事や防音・断熱・防犯のみならず、バリアフリー工事、窓・ドア工事、界床や界壁への内装工事等の住宅資産価値の向上に資する工事を行う際、強度や耐久性能等を低下させないといった技術的・工学的判断を、管理組合に対して要求されるケースが多く見受けられる。</p> <p>しかし、これらの内容を判断できる管理組合が少なく、結果的にリフォーム工事を断念せざるをえない事存在する。</p> <p>そのため、マンション等の共同住宅において、リフォーム工事を行う際、建築士が可否判断できる工学的知見によるガイドラインの作成と周知を図り、さらに当該周知およびガイドラインに関する質疑についての一次窓口の設置(国交省系のマンション関連団体として(公財)住宅リフォーム・紛争処理センター、(一社)マンション管理業協会、(一社)マンション計画修繕施工協会、(一社)マンションリフォーム推進協議会や(一社)日本マンション管理適正化推進協会等)をすることを提案する。</p> <p>マンション標準管理規約第22条では、窓や玄関ドア等、防犯、防音、断熱等の性能向上工事を、管理組合の責任と負担で、計画修繕として工事できる他、各区分所有者の責任で工事できる。</p> <p>また、区分所有者は理事長の書面による承認を受ければ、専有部分について修繕、模様替え又は建物に定着する物件の取付けや取替えを行うことができる。</p> <p>更に承認の範囲内で、専有部分の修繕等に係る共用部分の工事を行う事ができる旨、第17条で決められている。</p> <p>しかしながら、エアコンの穴一つあけたり、ビス打ちするにしても躯体強度や耐久性が落ちない事の判断を求められた場合、管理組合では技術的・工学的判断が出来ず、工事を断念、先送りしてしまうケースがある。</p> <p>上記提案がマンション標準管理規約に加われば、管理組合の負荷を軽減することになり、リフォームが促進され、住宅資産価値の向上とリフォーム市場の拡大が期待できる。</p> <p>工事の例として、フローリングへの変更、エアコンのスリーブ穴あけ、給湯器の室外出し、収納の界壁への取り付け、間取り変更時の間仕切り壁の取り付け、外壁、窓枠、窓ガラス、玄関扉その他の開口部に係る改良工事であって、防犯、防音又は断熱等の住宅の性能の向上等に資する工事、オートロック・宅配ボックスの設置、ソーラーパネルの設置、エレベーター(開口部の広いバリアフリー型)の設置など。</p>	(一社)日本建材・住宅設備産業協会	国土交通省
4	27年 11月17日	28年 1月13日	マンション標準管理規約におけるバリアフリー工事、高齢者対応工事の追加記載及び断熱から省エネへ表記変更	<p>マンション標準管理規約第17条及び第22条における「[防犯、防音又は断熱等の...]」の[等]を[バリアフリー工事、高齢者対応工事]といった具体的な表記の追加記載、ならびに「[断熱]から[省エネ]への変更」の提案</p> <p>【制度の現状と期待される効果】</p> <p>昭和37年の区分所有法(法務省)制定以降、現状に即して、法改正やマンション標準管理規約の改正がなされてきた。</p> <p>平成16年の改正時に、マンション標準管理規約に第22条が新設され、窓や玄関ドアなど、防犯、防音、断熱等の性能向上に資する工事について、管理組合の責任と負担において、計画修繕として、当該工事を実施することが出来る。</p> <p>また、定期修繕が先で速やかに実施できない場合や、資金が不足で全棟で実施できない場合は、各区分所有者の責任において当該工事を実施することが出来る旨、細則で決められている。</p> <p>また第17条では理事長より書面による承認を受ければ、区分所有者はその専有部分について、修繕、模様替え又は建物に定着する物件の取付け、若しくは取替えを行なう事ができると決められている。</p> <p>(一社)住宅リフォーム推進協議会が平成25年度に行った調査では、1位 好み・使い勝手を良くするための変更、2位 老朽化対策、3位 高齢者対応、4位 省エネ・冷暖房工事・・・10位 防犯</p> <p>現行の第22条における「[防犯、防音又は断熱等の...]」の[等]を[バリアフリー工事、高齢者対応工事]といった具体的な表記の追加記載がされれば、性能向上だけでなく、安全性の向上、間取り変更により住宅取引価格が上昇するなど、リフォーム、リノベーション、中古流通がさらに促進され、住宅資産価値の向上とリフォーム市場の拡大が期待できる。</p> <p>さらに、[断熱]の表記を、断熱のみならず、熱中症予防を見据えた暑さ対策「遮熱」をも包含した[省エネ]の表記へ変更することで、環境変化に伴う用途拡大が期待できる。</p> <p>また、現行の22条についても平成16年改正前の旧マンション標準管理規約で運営している管理組合では、せっかくの緩和条項である22条の周知・導入が進んでおらず、住民間の調整のために管理組合が過大な責任が科されるなどで、リフォームを諦めるケースが頻発している。</p> <p>上記措置を講じることにより、中古流通・リフォーム市場倍増という政府が掲げる再興戦略とも目指すべき方向性が合致するものと考えらる。</p>	(一社)日本建材・住宅設備産業協会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
5	27年 11月25日	28年 1月13日	建築基準法の既存遡 及(エレベーター)の見 直し	<p>【提案の具体的理由】 建築物の増築に際して、相互に応力を伝えない構造方法で接合する場合は、既存部分に設置されているエレベータに対する遡及を不要とすべきである。</p> <p>【提案理由】 現在、建築基準法による既存遡及により、一定規模以上の改修工事や建築物間を接続する行為を実施した場合、改修される建築物や接続される建築物に対しても新法が適用されてしまう。 2014年4月に、「建築基準法施行令を改正する政令」が施行され、エレベーター等の釣合おもりに対する規定および構造計算方法や、主索等の一部機器に対する地震時の構造計算方法が定められた。このため、建築物の増築を行う際に既存部分に設置されているエレベーター等についても新たな構造計算方法が適用されて莫大な改修コストが必要となり、企業にとって大きな負担となっている。 増改築部分と既存部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法で接合することにより、構造上別の建築物とみなされ、現行の構造計算を実施することなく、既存部分が耐震診断基準等に適合することで地震に対する安全性を確認することが認められている。このことに鑑み、既存部分に設置のエレベーターに対しても、上記のような構造方法で接合された場合に遡及対象の適用外とすべきである。 要望の実現により、企業の国内立地における建設コストの低減が図られるほか、既存ストックの有効活用にもつながる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	国土交通省
6	27年 11月25日	28年 1月13日	自動車修理工場の立 地に関する規制緩和	<p>【提案の具体的内容】 自動車修理工場の円滑な立地に向け、以下を推進すべきである。 「自動車修理工場の立地に関する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)」の周知・徹底 第1、2種住居地域及び準住居地域における自動車修理工場の床面積規制の緩和の検討 床面積の算出方法における自治体間の統一化</p> <p>【提案理由】 現在、建築基準法第48条に基づき、自動車修理工場の床面積は第1、2種住居地域では50㎡、準住居地域では150㎡以下に制限されている。そのため、例えば幹線道路に面したような需要が高い場所であっても、第1、2種住居地域である場合には自動車修理工場の作業場の面積が狭小となり、効率的な事業運営が見込めず立地出店を断念する等の問題が生じている。 2012年に国土交通省は、「自動車修理工場の立地に関する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)」をまとめて都道府県に通知しているが、都道府県によっては適切に運用されていないところもあることから、この指針を周知・徹底し、基準を満たしている場合には標準的な規模の自動車修理工場が一定の幹線道路の沿道に確実に立地可能になるようにすべきである。また、現行法の関係条文が改正された1994年と比較すると、自動車修理工場の防音・騒音対策は大幅に向上しているほか、自動車本体の環境対策も進んでいるため、第1、2種住居地域や準住居地域における自動車修理工場の床面積の緩和も検討すべきである。加えて、自動車修理工場の床面積を算出するにあたり、通路や車両エレベーター等の算入について自治体間で扱いに差異があることから、統一すべきである。 要望の実現により、自動車修理工場において検査・整備作業を円滑かつ効率的に実施できれば、ユーザーの利便性向上に資すると考えられる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
7	27年 11月17日	28年 1月22日	災害時等における緊急通行車両等の申請基準緩和要望	<p>【提案の具体的内容】 大地震発生時、当社は緊急資材(漏水補修材等)を被災地へ一刻も早く届けることを被災地支援の最優先最事項として取組んでいるが、「緊急車両通行許可証」の申請に時間が掛かり、被災地到着時間に大幅な遅れを生じる事態となっている。現在「緊急通行車両の事前届出申請」制度があるが、規制が厳しいため、事前の許可の取得ができない状況にある。この規制の緩和を是非ともお願いしたい。規制緩和が実現すれば、被災地への到着時間が短縮され、迅速な災害復旧支援が可能となる。特段のご措置をお願いしたい。</p> <p>【提案理由】 (a) 規制の現状 緊急通行車両の事前申請の対象車両は法律で定まっている為、現状申請さえできない状況。即ち、事前申請ができるのは、医療機関等が使用する車両、医薬品・医療機器、患者等運搬用車両、建設用重機輸送用車両等に限定されており、水道施設・管路の漏水等の被害に対処するための補修材等を運搬する車両は含まれていない。</p> <p>(b) 要望理由 震災発生直後の漏水補修等、緊急性の高い被災地の水道施設・管路等復旧支援の為、「緊急通行車両等の事前申請」の対象車両として、漏水等の被害に対処するための補修材、工事機材等を運搬する車両も申請できるよう、規制を緩和して頂きたい。</p> <p>(c) 要望が実現した場合の効果 被災地での迅速な水道施設・管路等復旧支援の実現</p>	(一社) 日本経済団体連合会	総警内務察閣省庁府
8	27年 12月2日	28年 1月27日	旅館業法、ホテル建築規制条例の規制緩和	<p>【内容】 ホテル定義の規制条例を一部緩和(ダブルベッド設置数の制限やシングルルーム設定数、ロビーの解放・自由な出入り等)し、一般ホテルの進出を容易にする。 建築確認申請の簡略化で建物の用途変更を容易にし、既存建物(病院、学校、オフィス等)からホテルへ活用しやすくする。 宿泊施設整備の規制を緩和(旅館業法)し、一般家庭の空室有償宿泊やマンションのホテル転用など「民泊」を特区扱いでなくとも拡大しやすくする。</p> <p>【理由】 、ホテル不足の早急な解消 訪日観光客の宿泊施設不足の解消、および異文化コミュニケーション、日本人の外国人との交流機会向上が図れるため</p>	(一社) 全国空港ビル協会	国厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
9	27年 12月7日	28年 1月27日	空家とその敷地の所有者情報の提供	<p>【提案の具体的内容】 空家の減少に向けて我々企業も積極的な取り組みを行う考えだが、空家の所有者がはっきりせず、所有者への働きかけが十分に行えない状況にある。空家の減少を促進するためにも、一定の条件の下での、行政側が保有する所有者の氏名、現住所等の個人情報を民間企業にも開示できるようにすべきである。</p> <p>【提案理由】 <規制の現状> 空家対策特別措置法において、市町村長は、固定資産税の課税のために利用する目的で保有する情報(課税台帳)のうち、空家等の所有者等に関する情報(氏名又は名称、住所、電話番号)について、法の施行のために必要な限度において、守秘義務に抵触することなく、内部で利用することができることとされている。 しかしながら、市町村の内部利用に限られるため、空家対策としての管理業務や建替え需要調査、土地活用等を担う民間事業者に対しては、空家とその敷地の所有者への連絡や働きかけを目的とする場合であっても、個人情報保護法の利用目的の制限条項があり、空き家対策特別措置法にあっては外部への情報提供やその活用用途、利用制限について明記されていないことが理由となり、課税台帳に記載されている個人情報の提供を受けることができない。このため、民間企業が事業性の確認を含め、空家対策に積極的に動くことが大変困難な状況となっている。 <要望理由> 民間事業者が空家対策に取り組む場合には、事業性に関する調査を行う必要から、所有者との接触、交渉が不可欠であるが、空家の所有者を調べることが実態的に困難である。自治体においては、課税台帳に収められた個人情報の確認により所有者が特定できていても、民間事業者への情報提供ができないため、自治体のみで所有者に対して働き掛けを行わなければならない。民間事業者に協力を求めようとしても、民間事業者が求める情報を提供できない為、十分な連携がとれず対策の推進が図り辛い。 <要望が実現した場合の効果> 空家とその敷地の所有者との調整が可能となり、事業者にとっては、事業性判断を行うことができるようになるため、空家対策の推進が期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土法務省 国土交通省
10	27年 12月22日	28年 1月27日	工事中の計画変更時における避難安全検証大臣認定再取得手続きの短縮もしくは免除	<p>【具体的内容】 平成22年の建築基準法運用改善の主旨に則り、避難安全検証の大臣認定取得物件であっても、工事中の変更手続きを要しない変更の規定を設けていただきたい。具体的には、建築基準法施行規則第3条の2に定められている、「計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更」に類する軽微な変更の内、避難安全検証に関係しない、若しくは避難上明らかに安全性を高める変更については、工事中の変更の手続きを要しない扱いとしていただきたい。また、「軽微な変更」に含まれないものであっても、避難安全検証上、明らかに安全性を高める変更も同様の扱いとしていただきたい。</p> <p>【提案理由】 大臣認定取得物件は計画変更に係る確認を要しない「軽微な変更」の対象外であり、建築基準関係規定に関わる変更についてはその変更の程度に関わらず大臣認定再取得の手続きが必要となる。 確認済証取得後の工事中においても関係者要望の調整により設計変更が生じるケースが数多くあるが、上記の規制から大臣認定取得物件では竣工の1年～1年半程度前までに内装に関する全てを決定する必要がある。しかしこの時点ではまだテナントが決まらないことも多く、テナント要望で内装変更する部分については、標準内装で一度竣工させた後、すぐに標準内装を解体してテナント要望の内装工事を行うことが必要となり、入居時期の遅れにもつながる。そのため、テナント側の入居希望時期と折り合わず、テナント入居自体が不成立となるリスクも生じる。また、一度も使われない標準内装を廃棄することになるため廃棄物の増大にもつながっている。 大臣認定再取得手続きの短縮(もしくは免除)により、テナント内装の決定時期を遅らせることができ、外資系企業等のテナント独自の内装ニーズにより対応しやすくなることが期待される。また、テナント内装の決定が間に合わない場合には一度標準内装で仕上げることとなるが、これを回避しやすくなることで標準内装解体に伴う廃棄物が削減されることも予想される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
11	27年 12月22日	28年 1月27日	テナントオフィスビルにおけるテナント入居部分のスケルトン竣工の許可	<p>【具体的内容】 テナントオフィスビルにおけるテナント入居部分の計画は、ビル本体の計画と同時に決定するとは限らないが、ビルの竣工時には未入居部分の内装も原則、完成しておかなければならず、無駄な労力と費用が生じている。これらを実態に即したものとするため、テナント未入居部分の内装をスケルトンとした状態で、ビルが竣工できるようにするべきである。</p> <p>【提案理由】 現状では、ビルの確認申請時に全ての設計内容を同時に申請する必要がある。また、ビルの完了検査を受ける際は、テナント未入居部分は標準内装で仕上げる必要がある。テナント部分は、その設計が確定した段階で、都度、計画変更を申請し、その後、標準内装を取り壊して、求める内装につくり変え、新たにビル全体の確認検査を受ける。 しかし、ビル本体とテナント内装の計画時期や決定時期、ニーズの変化や寿命が異なるケースがほとんどなので、確認申請の対象をそれぞれ分けることにより、計画・設計・施工の二度手間をなくするとともに、ニーズの変化に対するオフィスビルの対応力を高めることができる。 要望が実現すれば、オフィスビルの建設だけでなくリニューアルにおいても、省資源、ストック社会に対応し、オフィスの利用変化に柔軟に対応できる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	国土交通省
12	27年 12月22日	28年 1月27日	建築基準法 旧38条大臣認定建築物の活用について	<p>【具体的内容】 建築基準法の旧38条認定建物の改修に伴う既存遡及範囲の確認方法の簡素化および適用範囲の適正化(避難安全検証法の部分適用等) 「防火・避難対策等に関する実験的検討(平成24年度建築基準整備促進事業)」の検討結果を受けての早期対策の実施</p> <p>【提案理由】 2000年の建築基準法性能規定導入時に38条が削除され、当該建築物はすべて既存不適格となり、用途変更や増改築が実質不可能になるなどの問題が発生している。 旧38条認定を受けている建築物は投資金額が大きい大型のビルや大空間アトリウムなどを持つ公共施設などが多数含まれており、良好な建築ストックを活用することは、現在国が推し進めているストックの有効活用や効果の最大化といった政策の方向性とも合致すると考えられる。 2000年以降に建築物として要求される事項として、たとえば大規模災害時における帰宅困難者対応、防災等の観点からの自家用発電機の設置、さらには行政の方策を実現するための改修が速やかになることにより、都市としての国際競争力を維持することも期待される。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
13	27年 12月22日	28年 1月27日	住居系用途の自動車 車庫の面積規制の見直しについて	<p>【具体的内容】 住居系に指定されている用途地域において、同一の敷地内において附属車庫の敷地や建物の規模にかかわらず一律に上限面積が規定されている。 附属車庫の面積の規定は、例えば「住戸数×15㎡基準(車路を除く)とするなど、住戸数や敷地面積、建物の延べ面積等に応じた上限を設けていただきたい。</p> <p>【提案理由】 建築基準法施行令130条の5において、住居系の用途地域の敷地について、同一敷地内の附属駐車場の面積の上限が規定されている(例えば、第一種低層住居専用地域における同一敷地の附属駐車場の上限面積は600㎡まで)。 特に大規模な敷地において、機械駐車場、および地下駐車場の形態を持つ附属駐車場を設置できない事例がある。また必要な駐車場台数を確保するため、上記制限の面積に算入されない駐車場を設ける場合、駐車場のスペースを確保するために、その分だけ建築物を建てることができず、指定された容積率を有効に活用できないという事例もあることをふまえ、附属車庫の面積規定は住戸数や敷地面積、建物の延べ面積等に応じて上限を設けるべきである。 この見直しにより、良好な住環境の確保、および住民にとって必要と思われる駐車場台数が確保できることが期待される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省
14	27年 12月22日	28年 1月27日	建築物の構造方法の 認定等の変更対応の見直し	<p>【具体的内容】 構造部材や耐火構造部材、防火材料などの建築材において、建築基準法告示やJIS等の工業規格で一般化されていないものを使用する場合、国土交通大臣による認定制度がある。またこの認定制度は超高層や免震、全館避難安全性能などの建物全体でも活用されている。 建築ストックが充実してきた現状において、既存建物の改修等の需要が増大しているが、大臣認定時に想定していた素材や部材が廃版・生産中止になっていたり、使われ方の条件も変化していることによって、認定時の条件を厳密に満たすことが困難な場合が生じている。 利用が長期にわたる場合の利用方法の変更や、部分的な改修・維持保全が継続的に生じる建築物や建築設備においては、認定後の変更に対して、一定の基準を満たす場合には審査を簡易にすることや届出制にするなど、柔軟な対応を図るべきである。</p> <p>【提案理由】 大臣認定の内容変更について規定はなく、新たに大臣認定を再取得することで対応しているが、その審査期間、コストは新築時と同等である。また、建築基準法は新築時に最新の高い安全性に合わせる規制方式をメインに記述されているが、スクラップ&ビルドが大半であった高度成長の時代から、大型で耐久性の高い建物がストックされている成熟社会の時代に移っており、性能劣化を抑える維持保全や、使い方の変更に合わせて用途変更などの需要が増大している。 このような環境変化の中で、大臣認定された部材や建物は、認定当時の材料や使われ方をベースにし、認定条件にもそれらが記載されていることがあり、材料が生産中止になっていたりすると、認定条件そのままでの更新が困難になる。 また、建物の用途や使われ方の変化は断続的に起こるが、それぞれは小規模なため、その時々改修において、数か月かかる大臣認定の再取得を行っていくことは困難である。しかしながら、これらの改修等が行えないと安全性などの機能劣化を生じ、また建物の利活用、都市の活性化などに不具合が生じることになる。 大臣認定された建物、部材の経年劣化への対応が柔軟にでき、また建物や都市の魅力再生に対して、所有者、維持管理者による対応を容易にするためには、一定の基準(例えば、「確認申請の軽微な変更」基準の準用、平成12年以降の新耐震基準を満たす建物である、など)を満たす場合、その審査を簡易にする、または届出制度にするといった対応が望ましい。 審査の簡易化の具体案としては、「性能評価の過程での合理化(部分的な改修の場合、「部分の変更が全体に影響を与えないか」変更部分が性能を満たしているか)に限定する)」、「性能評価機関と国交省の審査の二重化の合理化が挙げられる。 このような対応が実現すれば、認定品や認定建物を構成する部品など部分的な変更・更新に対応しやすくなるだけでなく、現在、認定後の変更の煩雑さや不確定さを理由に、新技術や新空間の採用やそれに向けての開発が滞る面も散見されるが、それが解消されることが期待される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
15	27年 12月22日	28年 1月27日	既存不適格ビルの建替えの円滑化に向けた特例制度の創設(緊急輸送道路沿にある容積オーバー建物建替時の現状容積確保の方策)	<p>【具体的内容】 建築基準法第59条の2に基づく総合設計制度は、空地面積や敷地面積が政令で定める規模以上を有して、特定行政庁が交通上、安全上などの支障がない場合などに、容積率等の緩和が受けられる制度であり、具体的な基準は各都道府県などが要綱で示しており、数多くの実績もある。 しかし、容積オーバーの既存不適格ビルにおいて、現況容積を満たすための要件が厳しく、旧耐震ビルの建て替えが進まないと思われる事例が散見される。 よって、特に、緊急輸送道路沿いなどについて、災害に強いまちづくりをすすめるため、これらの旧耐震ビルの建て替えが円滑な更新に寄与する特例制度を創設し、基準を緩和すべきである。</p> <p>【提案理由】 総合設計制度に基づき、容積緩和を受けるための要件として、空地の確保、敷地の集約化、などがあるが、これらの条件が障壁となり、旧耐震建物の建て替えが進まない。容積緩和を受けるための策の一つとして、空地を設ける場合があるが、敷地が大規模にならない場合は、建物が細くなり、使い勝手の悪い建物になってしまい、旧耐震ビルの更新が進まない。災害に強いまちづくりを進めるためには、このような旧耐震ビルの更新が円滑に進むための更なる規制緩和が必要である。 特例制度を必要とする地域の特性として、緊急輸送道路沿いにある、もしくは比較的駅に近いなど利便性の高い地域が該当する。 特例制度の創設によって、現状容積を維持した建て替えが容易になることにより、旧耐震ビルの更新が進み、災害に強い街並み形成に寄与できる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	国土交通省
16	27年 12月22日	28年 1月27日	都市再生特別地区内の建築物の日影規制適用除外	<p>【具体的内容】 都市再生特別地区について、特定街区(建築基準法52条から59条までの規定を適用除外)と同様に、建築基準法に「都市再生特別地区内の建築物については建築基準法56条の2(日影規制)を適用しない」とする規定を新設し、適切な土地の高度利用が図られるよう、制度拡充を図るべきである。</p> <p>【提案理由】 都市再生特別措置法に基づき国が指定する特定都市再生緊急整備地域は、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域である。 都市再生特別地区は、特定都市再生緊急整備地域を含む都市再生緊急整備地域のうち、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る特別の用途・容積率・高さ・配列等の建築物の建築を誘導するための都市計画の地域地区メニューのひとつである。 都市開発プロジェクトの計画がまとめて都市再生特別地区を都市計画決定するエリアについては容積率緩和が措置されるが、特定都市再生緊急整備地域内の隣接地でプロジェクトの計画がまとめておらず日影規制がかかっている場合、都市再生特別地区による高度利用の効果発揮が妨げられており、都市再生特別措置法の主旨実現が阻害されている。 このため、特定都市再生緊急整備地域の指定趣旨に鑑み、適切な土地の高度利用が図られるよう、特定街区(建築基準法52条から59条までの規定を適用除外)と同様に、都市再生特別地区内の建築物について日影規制を適用除外とすべきである。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
17	27年 12月22日	28年 1月27日	容積制限の特例の対象となる施設の拡大	<p>【具体的内容】 都市景観に配慮するために、建物屋外に設置可能な設備を屋内設置に設置した際に、当該設備設置個所を建築基準法第52条第14項第1号で規定されている容積制限の特例の対象としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 現在、建築基準法第52条第14項第1号の対象となる施設は、建築基準法第52条第14項第1号の規定の運用等について(技術的助言)を参考に、各地方公共団体にて定めているが、当該技術的助言においては、環境負荷の低減等の観点からその設置を促進する必要性の高い設備等が例示されており、ビル等に設置される室外機等が屋内(ガラリで囲まれた屋根の下等)に設置される場合等は、当該特例の対象となっていない。 近年国際競争力の高いまちづくりの必要性が高まる中、都市景観への配慮についても当該特例の対象とすることで、開発事業者が積極的に都市の景観づくりに参画できるような規制緩和が実現すれば、従来ビルの屋上や空地に設置されることの多かった施設の屋内設置が促進され、都市の景観の向上に寄与することが期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省
18	27年 12月22日	28年 1月27日	共同住宅の共用部の容積緩和について	<p>【具体的内容】 共同住宅の共用部の容積緩和について、行政から保育所及び集会所等の設置の要請があった場合は、当該施設の床面積は容積対象外にしていただきたい。</p> <p>【提案理由】 エレベーターシャフト、防災用の備蓄倉庫、蓄電池・自家発電設備・貯水槽を設ける部分、機械室、駐車場・駐輪場、共同住宅の共用廊下・階段、地下等は、容積緩和の対象項目となっている。一方、保育所・集会所等は、行政から要請があつて設置する場合でも緩和対象になっていないことから、緩和対象としていただきたい。保育所や集会所は、居住環境の改善やコミュニケーション形成に役立つだけでなく、災害時の一時待機スペース等として地域に開放することも可能となる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省
19	27年 12月22日	28年 1月27日	バルコニーの延べ面積非算入の条件について	<p>【具体的内容】 面積非算入の条件「バルコニーの幅2mまでの部分」の幅を2m以上に緩和していただきたい。</p> <p>【提案理由】 外気に有効に開放されている部分の高さが1.1m以上であり、かつ、天井の高さの1/2以上であるバルコニーは、幅2mまでの部分を床面積に算入しない。 バルコニーは下層階にとっては庇の役割を果たす。バルコニーの幅を2m以上にすることで、庇が大きくなり、遮熱効果が高まり、省エネに寄与する。 バルコニーに植栽を置くスペースが増え生活が豊かになるほか、下層階の遮熱対策となり、夏場のエアコンによる空調負荷減が期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
20	27年 12月22日	28年 1月27日	バルコニーの外気に有効に開放されている部分の取り扱いについて	<p>【具体的内容】 バルコニーの幅2mまでの部分が床面積に算入されない条件を、「バルコニーの見付面積の1/2以上が開放されている場合」として頂きたい。かつ、行政によっては、鉄柵タイプの手すりの柵の間部分は、「外気に有効に開放されている部分」と見なされていたが、現在は全国的に、どの手すりの場合も、手すりは全て外気に有効でないとされている。なお、手すり部分にルーバー等(近隣からの目隠し、日よけ措置)を設置することがあるが、実際にはルーバーの羽の間は外気に開放されているのに、外気に有効でないとしてされている。なお、ルーバーの羽が稼動式の場合は、最大で開放されている状態の見付面積を認めていただきたい。</p> <p>【提案理由】 バルコニーの幅2mまでの部分が床面積に算入されない条件は、外気に有効に開放されている部分の高さが1.1m以上であり、かつ、天井の高さの1/2以上であることとされているが、実際には外気に有効に開放されている部分でも、現制度では「手すりが設置されている」部分が全て外気に有効でないとしてされている。バルコニー正面から投影して外気に有効に開放されている部分(見付け面積)を、「有効」と認めて頂き、制度の内容を見直して頂きたい。 なお、隣地と近接している住宅の場合のプライバシー確保のために、手すりの一部分にルーバー等を設置することが有効と考えられるが、ルーバーの羽の間は、実際には外気に有効に開放されているが、現在の制度で有効と認められない。ルーバー等は、遮熱効果もあるため省エネにも寄与し、これらの効果(プライバシー確保と省エネ)は、建築物にとって重要な機能と考えられる。最近ではバルコニーにウッドデッキを設置する家庭が増えており、現制度の容積緩和を受けようとするウッドデッキの設置を見込んだ天井高にする必要があり、建築コストが高くなるだけでなく、建物の高さ規制の影響も受けやすくなっている。 要望が実現すれば、ルーバーを設置できるようになり、遮熱効果が発揮され夏場のエアコンによる空調負荷減が期待できる。また、プライバシー確保による近隣トラブル回避や防犯性確保が期待できることに加え、余計に天井高を高くする理由がなくなり、現制度のための建築コストの上昇及び高さ規制の影響の懸念がなくなる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	国土交通省
21	27年 12月22日	28年 1月27日	工業専用地域における物品販売業・小売業の出店規制の緩和	<p>【具体的内容】 建築基準法第48条の、工業専用地域に建築してはならない建物から、物品販売業を営む店舗または飲食店を除外すべきである。 特に、工業専用地域でのコンビニエンスストアの出店規制を緩和するとともに、緩和に際しては、コンビニエンスストアとして十分なサービスが提供できるように店舗面積等の制限は他の用途地域と同様にすべきである。</p> <p>【提案理由】 都市計画区域内の土地は建築基準法に基づく用途地域の規制によって、その使用方法が規制されている。企業活動において、その拠点での生産活動を廃止した場合に、その拠点が工業専用地域にあれば、建築基準法48条により主に工場や倉庫の用途でしか利用できず、自社での活用や他者への譲渡を行ううえで大きな制限となっている。当該地域の物品販売業や飲食店での活用に大きな問題は生じないと考えられる。 工場の操業を停止した跡地等が、工業専用地域にあった場合、新たな活用方法が見つからず、長期間放置される事例が散見されており、有効活用が図られていない。他方、物品販売業を営む店舗または飲食店が建築できるようになれば、活用の可能性は大きく広がる。 コンビニエンスストアの場合、臨海地区などの場合は工業専用地域内であっても、管轄する行政の許可により出店は可能であるが、工業専用地域内の工場・事業で働く従業員や配送に従事するドライバーからの要望は高い(食事、銀行、トイレなど)にもかかわらず、各県・市で対応が異なるため、ニーズの高い地域の多くで出店できない。コンビニエンスストアは工業専用地域内の工場・事業で働く従業員や配送に従事するドライバーに食料品などの買い物や、銀行ATM、公共料金、郵便などの生活に必要なサービスを提供でき、地域のセーフティステーションとして地域社会への貢献が可能である。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
22	27年 12月22日	28年 1月27日	経営業務管理責任者 に関する規制の見直し	<p>【具体的内容】 「規制改革実施計画(2015年6月30日閣議決定)」において、「建設業務管理責任者としての「経験年数」要件の見直し」について「平成27年度検討開始、平成28年度結論・措置」とされている。下記の具体的な見直し提案について検討いただきたい。</p> <p><経験年数の緩和> 現在、経営業務の管理責任者は、許可を受けようとする建設業に関し5年以上、許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し7年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有する者を常勤の役員から選任しなければならないとされているが、については、3年以上、については5年以上に見直すべきである。また、経営業務の管理責任者における経験年数要件について、補佐経験とすることのできる対象に「政令3条で定める使用人」に準ずる地位の者」を追加するべきである。</p> <p><常勤要件の緩和> 経営業務の管理責任者については、「常勤であるもの」が要件とされており、その判断に際しては、運用上「物理的に本店へ通える距離に居所を構えること」が要件とされているが、かかる運用について見直すべきである。</p> <p>【提案理由】 経営業務の管理責任者の選任時に求められる経験年数は、実態との乖離が大きく、制度本来の目的を果たしにくくなる原因となっている。例えば、今日では、一企業の扱う業種は多岐に渡っており、建設業を専業としない企業も数多くある。その中で、経営業務の管理責任者の要件に5年から7年に渡る建設業に特化した経営経験を加えることは、人材確保の困難さに加え、将来的な人材育成の可能性も閉ざすものとなっている。</p> <p>必要な経験年数については、電気通信工事業や電気工事業等一定の業種においては、3年程度で一通りの業務経験を積むことが可能であることを根拠とし、許可を受けようとする建設業以外については、従前どおり2年の差を設け、5年としている。</p> <p>また、経営業務の管理責任者になるためには、許可を受けようとする建設業に関し5年以上の経験を有することが求められるが、その他に「経営業務の管理責任者に準ずる地位で経営業務を補佐した経験」が7年以上あれば、同様に管理責任者となるための経験を有するとされている。ただし、その「準ずる地位」は、「法人の場合は役員に次ぐ職制上の地位にある者、個人の場合は当該個人に次ぐ職制上の地位にある者」に限られている。</p> <p>一方で、「経営業務管理責任者としての経験」では、役員でなくとも、「一定の権限を委任された支社長、支店長や営業所長等(政令第3条に定める使用人)」であれば、5年以上の経験で要件を満たすとされている。</p> <p>よって、一定の権限を委任された支社長、支店長や営業所長等(政令第3条に定める使用人)に準ずる地位での経験についても、補佐経験に含めるべきである。</p> <p>また、経営業務管理責任者については、「常勤」であることが求められ、その判断基準において「物理的に本店へ通える距離に居所を構えることを必要とする」運用がなされ、本店へ通える距離に居所を構えていない場合には「常勤性なし」と判断され、経営業務の管理責任者として認められていない。</p> <p>しかし、インターネットやテレビ電話など通信インフラの整備・発展によって、離れた場所においても業務を行える環境が整っていることから、本店に常時勤務していなければ、経営業務の管理責任者としての職務を果たせないとはいえない。</p> <p>よって、「常勤性」の判断にあたり、現在運用上求められている「本店までの居所要件」については、見直すべきである。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
23	27年 12月22日	28年 1月27日	電気通信工事・機械器具設置工事業における 監理技術者資格者の 要件緩和	<p>【具体的内容】 電気通信工事・機械器具設置工事の監理技術者資格者証取得について、令第5条の3で定めている指導監督の実務経験に必要な請負額(4,500万円)と元請要件について見直しを検討するとともに、他業種における業務経験を実務経験として考慮する、国または地方公共団体が認定する講習や試験制度により実務経験年数の短縮を図る等、要件を速やかに緩和すべきである。また、施工管理技士検定種目に電気通信工事・機械器具設置工事を追加し、両工事における監理技術者を確保すべきである。</p> <p>【提案理由】 < 請負額・元請要件 > 電気通信工事では、近年の技術革新による据付機器の小型化・低価格化により、請負工事金額が4,500万円以上となる工事が少なくなっている。 また、機械器具設置工事に該当する昇降機の据付や改修に関する工事は、現在では建築工事の下請けとして受注する機会が多く、元請としての工事単独で4,500万円を超える工事案件は少ない。このような状況下においては、監理技術者資格の取得機会の減少により、資格者を保有・維持していくことが困難になることが予想される。 昨年度の回答にあった「建設工事の適切な施工」という観点は最も重要ではあるが、4,500万円という基準および元請要件を定めた当時(金額については平成6年)と現在の電気通信工事、機械器具設置工事業の内容と価格帯の変化に鑑みて、これらの基準・要件が適切かどうかについて再検討を求める。</p> <p>< 講習・試験制度 > 現在、実務経験で資格要件を満たすためには、一定期間の実務経験(大学卒3年以上、高卒5年以上、指定学科以外10年以上)が必要となるが、指定学科以外では豊富な現場経験がある場合においても、資格取得に長時間を要することになる。実務経験の内容または国や地方公共団体が認定する講習を受講し、資格を取ることで、必要となる経験年数を短縮できる制度を新設すべきである。</p> <p>< 施工管理技士検定種目への追加 > 現在、技術士のみしか、監理技術者の資格要件の対象となっていないが、電気通信工事、機械器具設置工事を施工管理技士検定種目に追加することで、適用資格の拡大が実現し、必要な人材の確保が可能になる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	国土交通省
24	27年 12月22日	28年 1月27日	同一業種について許可 営業店ごとの特定・一 般建設業の選択の容 認	<p>【具体的内容】 同一業種について、一律に一般建設業、特定建設業と許可を与えるのではなく、同一業種においても許可営業所ごとに一般建設業、特定建設業を選択できるようにすべきである。</p> <p>【提案理由】 現行制度では、同一の許可営業店で異なる業種であれば、一方を一般建設業、もう一方を特定建設業とし許可を取得することができる。しかし、ある業種について一般、特定建設業のいずれかの許可を取得した場合、他に有する各営業店も取得した許可区分でしか営業ができない。 そのため、元請工事を予定する大手建設業者以外でも特定建設業に該当する工事を予定する業者(以下、一部該当業者)であれば、要件の厳しい特定建設業を取得する必要がある。このような現状により、専任技術者配置の困難さ等から地方に特定建設業の営業店を展開できないため、一般建設業であれば受注できる工事に参入できず、それに起因して、地方での競争が進んでいない。 また、一部該当業者にとって、特定建設業に該当しない工事を受注する際にも、一律に取得要件の厳しい特定建設業を取得した許可店での営業活動を要求する現行制度は、過度な規制であると考えられる。 以上を改善するため、同一業種においては許可営業所ごとに一般建設業、特定建設業を選択できるようにすべきである。 本要望は、元々特定建設業の許可を持つ業者に対し、許可要件の取得難易度の低い一般建設業の選択を容認するものであるとともに、この改善により、発注者の業者選定の選択肢が増え、適正な競争の中で建設工事が行われることが期待される。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
25	27年 12月22日	28年 1月27日	開発行為を伴う場合の、建築工事の建築確認下付までの期間の短縮	<p>【具体的内容】 建築工事において造成工事などの開発行為の許可が必要な場合、都市計画法29条の許可時に37条を同時に下付、あるいは37条の許可を免除し、すみやかに建築確認申請の受理がなされるよう、制度の見直しを要望する。</p> <p>【提案理由】 現行法規では、建築確認申請について、「開発完了公告 建築確認申請受理」または「29条下付 数日後37条受理～決裁期間7日間程度～37条下付 建築確認申請受理」の二通りの手続きがあるが、中高層住宅(特殊建築物)では、建築工事に造成工事を伴う事例が少なく、どちらが欠けても計画が成り立たず、開発行為を行う目的が明瞭である。 迅速に工事に取り掛かるべく、例えば「中高層住宅の建築時は、都市計画法29条の許可後、37条を同時下付あるいは37条の許可を免除し、すみやかに建築確認申請を受理する」といった手続きの簡略化が望ましい。 現在は並行して実施できない行政手続きを簡素化(並行)することで、事業期間を7～10日間程度短縮することが期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省
26	27年 12月22日	28年 1月27日	大街区化における廃道許可手続きの簡素化(議会承認の不要化)	<p>【具体的内容】 都市計画決定等で大街区化が確定した場合における道路法上の路線変更、廃止のための議会承認手続きについては免除すべきである。</p> <p>【提案理由】 道路の廃道(付替)に当たっては、都市計画決定後に道路法上の路線変更・廃止のための議会承認が必要になる。都市計画決定を伴う事業では、都市計画手続きにおける縦覧を行うため地域住民の合意を取る手続きを行っているにも関わらず、改めて議会承認手続きが必要となり、時間がかかっている。 都市計画決定等で大街区化が確定した場合における道路法上の路線変更、廃止のための議会承認手続きについて免除されれば、大街区化における協議・手続きが迅速化、円滑化されることが期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
27	27年 12月22日	28年 1月27日	周辺が単一の用途地域に囲まれている場合の用途地域変更の手続き簡素化(工業専用地域から、住宅・商業用地域への変更)	<p>【具体的内容】 既に周辺が住宅系または商業系用途になっている工業専用地域の用途地域変更において、当該エリアの周辺が全て単一の用途地域になっている場合に限り、手続きを簡素化すべきである。</p> <p>【提案理由】 現状、都市計画区域内の土地は建築基準法に基づく用途地域の規制によって、その使用方法が規制されている。その規制された用途地域を変更するためには、都市計画法第19条により、都市計画マスタープランを作成し、地元住民への説明会等を実施、都市計画審議会を経て、市町村で決定されることが必要である。 こうしたプロセスの重要性は十分認識しているが、一方で、企業活動において、その拠点での生産活動を廃止した場合に、その拠点が工業専用地域にあれば、建築基準法第48条により主に工場や倉庫の用途でしか利用できず、自社での活用や他者への譲渡を行ううえで大きな制限となっている。また、用途変更についても、多大な時間や費用、労力がかかり容易に変更することはできないことから、結果として新たな活用方法が見つからず、長期間放置されている事例もある。 その拠点周辺が工場地帯の中にあれば、用途変更の厳しさも合理性があるが、周辺が既に住宅系または商業系の用途になっている場合は、逆に新たに工場が建設されることが地域にとって必ずしも望ましいケースにはならないおそれもある。 そこで、工場の操業を停止した跡地等が、工業専用地域にあり、その周辺が既に単一の用途地域(住宅系または商業系)になっている場合については、通常の用途地域変更の手続きではなく、簡素化した手続きができるように法整備をお願いしたい。 その工場跡地が有効に活用され、地域住民の方々の要望を反映した形で土地の活用が可能になれば、地域経済の発展、産業の活性化にも貢献することが可能となる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	国土交通省
28	27年 12月22日	28年 1月27日	第一種市街地再開発事業の施行区域要件の見直し	<p>【具体的内容】 近年のオフィスビルは基準階面積の大きなものが求められており、基準階面積の狭小のものは築年数の浅いビルでも競争力を失っている。また、環境への配慮として省エネ性能の向上もオフィスビルの既存ストックに求められているが、収益性の下がったビルにおいて、その様な設備投資は経営判断上厳しい。 このような状況下で望まれるのは、共同事業化による大区画化であり、多数の権利者を有する地域では市街地再開発事業が有効である。しかし、都市再開発法の施行区域要件が厳しく、運用が限定的となっている。 そこで、施行区域要件を緩和し、さらに都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るべきである。</p> <p>【提案理由】 市街地再開発事業の施行区域の要件は都市再開発法第3条において定められている。老朽建物や狭小建物以外の耐火建築物の敷地面積が施行区域面積のおおむね3分の1以下であれば要件を満たすこととなる。都市再開発法3条第二項第二号で狭小建物を「建築面積が150平方メートル未満であるもの」と定義している。 現状において、建築面積がわずかに150平方メートルを超える建物で耐用年数が3分の2を経過していなければ、老朽建物でも狭小建物でもないという扱いとなり要件を満たすことができない。しかし、それらの建物は既に競争力を失い空室となっていたり、テナントが入居中としても低廉な家賃であり、権利者は合理的な経済活動ができていない。 オフィス需要の実態としては基準階専有面積1,000平方メートル前後のビルさえ大量供給され競争力は低下してきている。これらのビルのレンタル比を75%と仮定すると建築面積は1,333平方メートルであり、法の定義と実態とは約9倍離れている。 そこで、法3条第二項第二号の定めを「150平方メートル未満」ではなく、施工区域の都市計画に定める建築面積の最低限度と連動して定められることとし、市街地再開発事業をより活用しやすくすることで都市再開発法の目的を実現することが望ましい。 要件が緩和されれば、市街地再開発事業が増加し、本来の法の目的である都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新が図られ、その結果、環境対策等も含めて公共の福祉に寄与するものと思われる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
29	27年 12月22日	28年 1月27日	「一団の土地」取引における国土利用計画法第23条第1項に基づく届出基準の明確化及び当該基準の全国的な統一	<p>【具体的内容】 国土利用計画法(以下「法」という)では一定面積以上(一契約あたりではなく、複数の土地を買い集める際は「一団の土地」合計面積)の土地取引について土地売買等の契約を行ったときは、権利取得者は、契約締結の日から2週間以内に市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければならないことが義務付けられている。しかしながら、上記「一団の土地」の判断基準は、市町村によって異なり、地域によっては担当者毎にその基準が異なる事例も見受けられるため、全国的に当該判断基準を明確化し、統一を進めるべきである。</p> <p>【提案理由】 「一団の土地」取引については、平成20年に国土交通省より通知されている、「国土利用計画法に基づく土地取引の規制に関する措置等の運用指針」において、一定の基準が示されているものの、当該基準が具体性に欠ける(当該基準は 主体の同一性 物理的一体性 計画的 一貫性、というもので、例えば「100m以上離れていれば近接とは言えない」等の具体的な数値等により明確になっていない)ことから、当該判断は市町村の裁量に任せられるところが大きい。実際の「一団の土地」取引(隣接するロット内の購入)においても、契約前の行政照会時に、一度は「隣接地の取引であることから届出必要」との回答を得たものの、契約締結後に届出た際には「単独で届出必要面積を満たさず、購入済の隣接地との計画的 一体性は認められない」として、一転して届出不要と判断された事例がある。</p> <p>市町村によって判断が異なるものの、届出を怠ることは許されないことから、購入予定及び購入済土地の所在や面積等を記録し、近接地において過去に購入実績があり、当該近接地と新たな購入予定地との合計面積が届出基準を満たす場合には、契約前に行政担当窓口を訪問し、届出要否の確認を実施しているが、地域によっては移動に多大な時間を費やす場合もあり、届出者の事務負担が大きい。</p> <p>届出基準が明確化され全国的に統一されれば、取引の都度、記録を残す作業や、行政担当窓口へ訪問したうえでの届出要否の確認等の手間が省けるとともに、行政担当窓口と届出義務者との認識の違いによる不本意な届出もれを防ぐことができる。過去には市町村から「届出要件は満たさず不要と思うが、念のため届出してほしい」との不明瞭な回答を得た事例もあり、届出義務者のみならず、行政においても当該基準を明確化し統一することは純粋に業務の効率化という観点からもメリットがあると考え。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	国土交通省
30	27年 12月28日	28年 1月27日	繁忙期におけるレンタカー使用の容認	<p>【提案の具体的内容】 クリスマスやお盆等、繁忙期における貨物運送に限り、レンタカーの使用を認めるべきである。</p> <p>【提案理由】 貨物自動車運送事業においては、引越しシーズンを除き、レンタカーの使用が認められていない。しかし、クリスマスやお盆等の時期には、物流センターから店舗への配送や商品製造拠点から物流センターへの輸送等において、物流量が一時的に増加するため、増車対応が必要なケースが頻繁に生じている。小売各社が同時期に繁忙期を迎えるため、業界全体で車両手配が困難な状況に陥っている。</p> <p>催事時期の性格上、特定の季節波動がある貨物の運送となり、需要(物流量)の平準化を図ることは極めて難しい。加えて、貨物自動車運送事業者が、小売各社の同時期における一時的なピーク需要に応じた必要台数を確保しておくことは、経済的な不合理性も高い。</p> <p>また、すでに導入されている「年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策」は、自家用自動車で配送する小口配送のケースに対応した対策であるため、トラックによる配送には利用できない。</p> <p>クリスマスやお盆等の繁忙期においても、引越しシーズンと同様に、レンタカーの使用を認める特例措置が適用されれば、荷主のみならず、運送事業者の負担軽減にもつながり、業界の全体最適が図られるものと考え。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
31	27年 12月28日	28年 1月27日	自家用マイクロバス貸渡しの届出に係る申請書類の削減	<p>【提案の具体的内容】 レンタカー事業者が自家用マイクロバス貸渡しをする際に、直近2年分の貸渡簿の写しの添付・提示を不要とすべきである。</p> <p>【提案理由】 自家用マイクロバスの貸渡しを行おうとする者は、その7日前までに車両ごとにその旨を当該車両の配置事務所の所在地を管轄する運輸支局に届け出る必要がある。加えて、すでに自家用マイクロバスの貸渡しを行っている者については、原則として、直近2年間の事業における自家用マイクロバスの貸渡簿の写しを添付のうえ、当該届出を行うこととされている。 しかし、自家用マイクロバスの貸渡しについて、すでに2年を超える実績を有している者については、運輸支局が過去の届出内容と照合し、事業者による貸渡し状況を把握することは十分に可能と考えられることから、直近2年分の貸渡簿の写しの添付・提示は不要と判断しても差し支えないものと考えられる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	国土交通省
32	27年 12月28日	28年 1月27日	物流施設における駐車場・車路等の容積不算入面積の上限の引き上げ	<p>【提案の具体的内容】 物流施設に限り、駐車場・車路等の容積対象床不算入面積の上限値を引き上げるべきである。</p> <p>【提案理由】 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設の用途に供する部分の床面積については、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1を限度として容積対象床面積に算入しないこととなっている。 最新の物流施設においては、複数企業が利用できることを前提に、トラックが各階の倉庫部分(トラックパース部分を含む)に接車できるよう、スロープ・ランブウェイといった傾斜路、及び車路が配置されている事例が増えている。 そのため、オフィス・住宅・商業施設等、他の不動産と比べて、物流施設は不算入対象面積の割合が大きくなる傾向にならざるを得ず、現行の上限値が結果として対象敷地に対する最も有効な施設計画を制限する与件となっているとの指摘もある。トラック利用を前提とした施設であるがゆえに、他の不動産と比べて容積対象床不算入面積が相対的に多くなるという、物流施設の特長性を考慮し、駐車場・車路等の容積対象床不算入面積の上限値を適切に見直す必要があると考えられる。 要望が実現すれば、大規模な倉庫床面積を有する物流施設の開発、並びにより効率的な施設内計画が可能となり、物流企業の移転集約や入居する複数企業の使い勝手向上、ひいては物流効率化に資するものと期待される。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
33	28年 1月12日	28年 2月9日	物流総合効率化法における特定流通業務施設の開発許可基準の見直し	<p>【提案の具体的内容】 物流総合効率化法上の特定流通業務施設の開発許可の基準について、「総合効率化計画」の認定と同様に、「流通業務を総合的かつ効率的に実施する者」と「特定流通業務施設を整備する者」の連名による申請を排除しない旨を「開発許可制度運用指針」への明記やガイドラインの制定等を通じて、明らかにすべきである。 あわせて、「総合効率化計画」の認定申請にあたり、流通業務の総合化及び効率化の促進が図られる開発案件であり、申請するに足る十分な条件を備えている場合には、「特定流通業務施設を整備する者」による単独申請も可能とすべきである。</p> <p>【提案理由】 市街化調整区域における開発行為は都市計画法第34条各号のいずれかに該当すれば、都道府県知事が許可できることとされている。開発許可制度を運用していく際の技術的助言である「開発許可制度運用指針」では、都市計画法第34条第14号に基づき、通常原則として許可して差し支えないものと考えられるものとして、認定総合効率化計画に記載された特定流通業務施設に該当する施設が例示されている。また、特定流通業務施設を整備を伴う計画のうち、「流通業務を総合的かつ効率的に実施する者」と「特定流通業務施設を整備する者」が異なる場合は、両者の連名による申請であれば、「総合効率化計画」認定の申請が認められている。 他方、オフバランス化、資金力不足による自社単独での開発（自前開発）の断念、期間限定の流通拠点の開発等、物流企業が求める様々なニーズに対応しつつ、土地の賃貸を前提とした高機能の流通施設の開発を目指す動きは、今後ますます活発化すると考えられる。 しかし、一部の地域（自治体）において開発許可の基準を「自前開発の自前使用」に限定している事例も見受けられるため、「流通業務を総合的かつ効率的に実施する者」と「特定流通業務施設を整備する者」が異なる場合は、開発許可の申請を断念せざるを得ない状況も生じている。開発許可に関する事務は自治事務とされているものの、物流総合効率化法の趣旨や法の整合性を斟酌すると、開発許可の判断は、土地の所有形態のみをもって不許可と判断するのではなく、あくまでも土地の利用計画を勘案し総合的に判断されるべきと考えられる。 また、複数テナントへの賃貸を目的とした大規模マルチテナント型物流施設の開発にあたっては、「流通業務を総合的かつ効率的に実施する者」であっても、入居以前から全ての事業者を限定できず、かつ開発計画時においては「流通業務を総合的かつ効率的に実施する者」が確定していないため、物流効率化法の適用対象から外れている。 しかし、昨今では、荷主や運送事業者は、資金力不足により自前開発が困難である、または自前で拠点を設けずとも期間限定で事業所を設置するというように多様なニーズを持っており、これに応える形で大規模マルチテナント型物流施設の開発が進んでいる。これらの事例も複数の流通拠点の集約等を通じて、流通業務の総合化及び効率化の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与すると考えられることから、当該開発案件も物流効率化法の適用対象となるよう検討を行うべきである。</p>	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
34	28年 1月12日	28年 2月9日	都市計画法 住居専用地での空き家対策のご提案	<p>石川県金沢市の旧市街に170年の古民家を所持しております。幸いに比較的広い敷地ということもあり現在は福祉施設として活用しております。但し傷みもかなり目立つようになり改修が必要な時期となっております。</p> <p>金沢は比較的古い町並みがまだ現存しておりますが、まちなかの空き家件数が8%(全国では13.5%)の割合と聞いております。その活用方法として身体の不自由な方(車いすを必要とする方)が家族と一緒に宿泊できる施設を都市計画法・用途地域の住居専用地にも認められる法改革、条例が必要と感じております。</p> <p>メリット (1)福祉施設として障害を持つ人が安心して泊まれる貸切宿 (2)高齢化社会をむかえ少し身体が不自由な方も安心して泊まれる宿 (3)核家族化が進みたまには大家族(複数世帯)と一緒にくつろげる宿 (4)空き家を活用した社会貢献</p> <p>昨今、ほとんどの大手のホテルはバリアフリーを整備しスロープや手すり、トイレ設置など改修される環境になりました。但し、部屋がツインで別々であったり、対象の部屋数が少ないなど満足できる状況ではなく障害をもつ家族の方々や、少し不自由な両親と一緒に安全・安心して泊まれる宿を全国的になかなか探することができないのが現状です。古い民家をそのたたくまいを維持しながら古都の生活を体感し、なおかつバリアフリーに改造して宿泊する方々や自分たちの将来に向け有効活用するという案になります。このような活用方法を全国に波及できたら良いのではと感じております。</p> <p>ご検討して頂きたい内容 (1)住居専用地の空き家有効活用(バリアフリーの宿の許可)</p> <p>インバウンド対策としての民泊活性化も国内需要として必要ですが、少し違う視点として福祉対策及び今元気な日本の方々の近い将来関わるかもしれない内容となります。また既存のホテルや旅館なども積極的に取り入れて頂きたい内容でもあると感じております。</p> <p>規制改革会議での追加のご検討よろしくお願ひいたします。</p>	個人	国土交通省
35	28年 1月13日	28年 2月9日	地域商店街活性化法に基づく支援対象の拡大	<p>(提案の具体的内容) ・地域活性化を加速させるために、法人格を有しない任意団体であっても、長期的に活動し、信頼性の高い団体においては申請容認を求める。</p> <p>(提案理由) ・地域商店街活性化法第2条に該当する者として「中小企業者」が挙げられているが、その中には法人格を有しない任意団体が含まれていない。 ・県内の商店街は、9割以上が法人格を有しない任意団体であるが、実際の活動状況は法人格の有無に左右されるものではない。 ・本県では、商店街の主催で3種類以上の異なる共同事業(にぎわい創出事業や地域貢献事業など)を継続的に実施している商店街を、「黒おび商店街」として認定しているが、この7割強は法人格を有しない任意団体である。 ・上記商店街のように、都道府県によって信頼性や継続性のあるものとして認定された商店街は、法人格を有していなくても申請を容認していただきたい。 ・当法における事業計画の認定は商店街活動の見直しを促進することにつながり、今後の活動を喚起するきっかけとなりうるものである。</p>	埼玉県	経済産業省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
36	27年 11月25日	28年 2月23日	旅館業法について	インバウンド制作にむけて旅館業法は今の時代に合っていないし民泊についてはもっと受け入れられるようにすべきである。具体的には7日以上ホームステイに限るのではなく、宿泊として1日からでも認めるべき。	個人	厚生労働省
37	27年 11月25日	28年 2月23日	いわゆる「民泊」の規制緩和について	対価を得て他人を宿泊させる行為については、その継続性・規模などに関係なく、すべて旅館業法による旅館営業許可を得なければならないことを提案します。(現行通りで規制緩和をしない) その代わり、旅館業法における、簡易宿所営業・下宿営業を現状のいわゆる「民泊」の実態に合わせて改正し、ウィークリーマンション、民家、アパートなどの形式を問わず、旅館業法で一括に管理することを提案します。 そうすることで、宿泊客の安全衛生面などの不安がある程度払拭され、日本の宿泊施設は安心して安全というイメージを世界に発信することにより、いわゆるインバウンドのさらなる発展に寄与するものと考えます。	個人	厚生労働省
38	27年 11月25日	28年 2月23日	旅館業法の緩和と民間宿泊業(民泊)の促進	私は神奈川県内において自宅として使用している戸建においてAirbnbに加盟し、国内も含めた全世界のAirbnb会員様で、当宅に宿泊を希望される会員の方をお泊めしております このAirbnbと言う特定の組織に加盟する会員に対してだけの宿泊サービスを提供している仕組みが旅館業法に抵触るのではないかと議論を最近見かけるようになり、Airbnb会員の私としては非常に心外な思いです このサービスではAirbnb会員にのみしか宿泊を提供できませんので、旅館業法にある不特定多数を宿泊させる営業に当たらないのは明白であります。 もし、Airbnbが不特定多数に準ずる団体であると定義して旅館業法に触れると解釈されるようであれば、Airbnbのような団体は、登録制にして、これら登録を受けた団体の会員同士で宿泊を提供する場合は旅館業法の対象外とする旨の法改正を行うことが妥当と考えます。 また、既にAirbnb会員で宿泊施設を運用している者にとっては、以前に問題(近隣トラブルや刑事事件)を起こしていなければ、簡易宿泊業に相当する「簡易宿泊共許可」を発給するなどして、せっかく日本に起こった民泊業の芽を摘まないような処置をお願いしたいと考えております。 我が国は、昨今にありまして海外入国者が増え国内での外国人消費が大きな伸びを見せておりますが、それを賄うだけの宿泊施設は圧倒的に不足しており、Airbnbを始めとする民泊業による助力が必要とされております。 よって、これらの法的不備を整理すべき旅館業法の規制緩和を前向きに検討お願い致します	個人	国厚土生交労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
39	27年 11月25日	28年 2月23日	旧態依然の旅館業法に関して大幅な見直しと規制緩和を求めます	<p>旅館業法、特に簡易宿所に関して、法律の規制、許可取得の条件、簡易宿所営業許可を取るために必要な消防法等が、全く現実的ではないと考えます。 具体的には ・部屋の面積などは重要ではないと考えます。狭くてもいいから安く泊まりたいというニーズを妨げる根拠がわかりません ・トイレやシャワーなどの数や有無に関しては、適切な数を設置するというのが現在の状況ですが、実際は保健所職員のかなり偏った主観によって許可が取れないという現実があります。簡易宿所において5ベッドに一つのトイレが必要と保健所では言われますが、厳しすぎると考えます。20ベッドで一つくらいで良いかと思えます。更にはシャワーや風呂はなくても価格が安い宿あっても良いと思えます。 ・その他にもフロントがなくてはいけない、ベッド1つにつき1つの鍵付きロッカーが必要、リネンを保管するスペースや棚が必要等々、登記簿上の使用目的が宿でなくてはいけない等々、いつの時代の習慣なのか、わからないようなルールは即時撤廃するべきです。</p> <p>・消防法において、カーテンは防災のものがありますが、ベッドは木製、布団など寝具は防災でないにも拘わらず、カーテンのみを防災にする必要は無いと考えます。 ・消防法において簡易宿所ほどの小規模の施設に対して過剰の消防設備を求めすぎかと考えます。実際に簡易宿所を開業するに当たって消防設備だけで50万円超す設備は必要でしょうか？ 消火器と運動型でなくても良い火災報知器が各部屋に設置されている程度で良いと思えます。</p> <p>希望としては宿所のクオリティを法律で縛るのではなく、市場のニーズで決めるので十分です。高い価格の宿は高いクオリティが必要ですし、安い価格を求める旅行者がいてその分設備などのクオリティは低くても良いという市場原理で良いと考えます。</p> <p>民泊が現実的に認められている現状を考え、営業許可を取得して営業しようとしている人が損をすることのないよう、民泊の基準を高めるのではなく、旅館業法の簡易宿所営業の許可取得基準を大幅に緩和することを期待しています。たくさんの外国人が日本に観光に来ようとしている今、古く現実とマッチしていない旅館業法のせいでこのチャンスをつぶすことのないようにして頂きたいです。</p>	個人	厚生総務省
40	27年 11月25日	28年 2月23日	民泊の規制緩和と推進が日本経済を活性化させる一つ！	<p><民泊の前提> 民泊の基本は個人宅での空いている部屋を旅行者に貸すと言うことが基本です。 <民泊の規制と改革の部分> 1.民泊を現行の旅館法で規定すべきでなく、民泊規定法を制定すべきです。 2.民泊を7日以上と規定するのは、一部の既得権益を有利にする事で、自由経済の活性化と主旨に反している。 3.民泊の規定は個人居住物件と個人所有の物件で個人所有の民泊施設は3物件までとする。 4.民泊が木造一軒家の部屋や鉄筋コンクリート以外に泊まらせる場合は、消火器などの安全設備の設置を義務付ける。 5.アパート、マンションなどが鉄筋コンクリートでの場合は、現在義務付けられた設備に準じ、それ以上の条件は附加しない。 6.民泊を運営する個人もしくは斡旋事業者のどちらかは、民泊者と民泊提供者の保護の為に保険加入の義務が生じる。 7.上記の条件以外は現行法の旅館法に該当するようにする。 (民泊推進の意義) 1.個人宅の空室の有効利用で家族世帯の余剰収入が増える 2.旅行者が特定の一時期の増大する宿泊者に対してが宿泊施設が提供出来る。 3.最大数の旅行者を見込んで新しくホテルや旅館を膨大な資本投下をして建て無くて良い。 4.最大数の宿泊客を対象に客室を作れば、ホテル、旅館の乱立となり閑散期などで、宿泊客を奪い合うことも無く、ホテルや旅館の空室部分を民泊に転嫁させ、切り捨てた考えで経営をすることが出来、ホテルや旅館の稼働率が下がらない。 5.旅行者の宿泊での宿泊料金での懸念は、旅行者が増えれば、スーパーマーケットやペンションのように、安価な低宿泊施設を考える新規事業者が旅館法内で参入して来る。其れこそ自由経済社会で活性化する。 以上</p>	個人	国厚生総務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
41	27年 11月25日	28年 2月23日	民泊規制緩和について	<p>民泊の規制緩和について、私は民泊を夫婦二人ではじめました。外国人の方をもてなすことに、とてもやりがいを感じています。しかし、法律を犯してまでやるものではないと思っています。なので、昨今のニュースに強い関心を持っています。私の意見を述べます。今後、東京オリンピックだけでなく、政府の勧める外国人観光客を増やすということで民泊の規制緩和は必要不可欠であります。少子高齢化社会をむかえるにあたり、内需拡大のためにも、外国人観光客を取り入れることは言うまでもなく、時代の流れです。この流れに乗る為にも政府は規制緩和を勧めるべきです。</p> <p>規制緩和にあたり私が考える問題点は3点</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、近隣住民との調和 2、既存旅館やホテルとの共存 3、治安 <p>1について外国人(ゲスト)を迎える側のホストが最大限に配慮すれば解決します。もしくは、ホスト側が近隣住民の理解を得られないのであれば、そこでの民泊は禁止する。</p> <p>2民泊はあくまでホテルではなく、ホームステイの延長です。ホテルのように経営する民泊業者であれば、既存の旅館法を当てはめるべきです。従って、何日以上滞在とか何坪以上といったホテルのように当てはめるのはナンセンスです。あくまで空いたスペースの活用です。</p> <p>民泊とホテルまがいの分野を分けて考えることが大切です。ホテルや旅館と強豪することはありません。1部屋1組程度が民泊です。団体組ならこれも旅館法に当てるべきです。</p> <p>3治安については、民泊については7日以上ではなく7日以下など短くするべきです。</p> <p>だいたい、海外からの滞在日数は3～4日です。従ってこれも7日以上とかなら既存の旅館法を当てはめて然るべきです。またair b&bはパスポート認証というシステムがあります。現状は任意ですが、予約するゲストが予め、認証しないと予約できないというシステムにすれば問題はないとおもいます。</p> <p>最後に過去、泊まっていたゲストはマスコミで騒がれるような人たちではありません。極めて普通の旅行者です。その人たちをもてなすことにやりがいを感じます。決して金儲けだけでなく、本気でもてなしたいと考えるホストたちがいることを理解してほしいです。そして、きちっと政府なり国が管理して、納めるべき税を納めればみんながwinwinになると思います。従って私はホストの認可制ではなくもっと簡単に届け出制を強く望みます。</p> <p>以上</p>	個人	厚生労働省
42	27年 11月26日	28年 2月23日	ホームシェアリングの規制についての意見	<p>現在、大阪では1週間以上の宿泊の場合であれば民泊の受入れを許可するというになっているようですが、この期間をせめて2泊か3泊くらいから許可していただきたいと強く望んでいます。</p> <p>理由は、実際にこれまで多くの外国人観光客と接し、直接話をして来たところ、やはり遠くから旅をしてお越しになるので、日本の一カ所だけに1週間滞在するのではなく、一カ所につき2泊3泊など、短期間に各地に滞在し日本の色々な都道府県を回る旅をしたいと考えている人が圧倒的に多いのです。また、1泊だけしかその地に滞在出来ない外国人観光客も多くいます。もし、必ず1週間以上でなくてはいけない場合、ほとんどの外国人観光客が宿泊場所を見つけることが出来ない状態になってしまい、結果、その地の観光業は衰えてしまいますし、まず、ホームシェアリングそのものが機能しなくなってしまいます。一般的には、東京で2泊、大阪で2泊、京都で2泊などという風に、色々な観光地で短期間楽しむのが主流となっており、1週間も同じ場所に居る観光客はほぼ居ません。JRパスを使い新幹線で移動が出来るのもあり、日本国内での移動は外国人観光客に便利です。皆さん、色々な日本を見たいと思っています。特に、日本の歴史や文化に興味がある観光客の場合は、日本人よりも日本に詳しい場合があり、日本人よりも日本が好きで、日本人よりも日本国内を見たいという欲望が強く、日本人にとっては当たり前のように衝撃を受けたり喜んだりしてくれます。このような外国人観光客とのふれあいは、日本人に、日本と日本人を見直したり、勉強し直すきっかけを与えてくれます。このような経験が、日本人であることに誇りを持ったり、日本の良いところやそうでないところを考えたり気づいたりするきっかけになります。外国人観光客との繋がりは、単にホームシェアリングではなく、国と国とを繋げたり近づけたりするきっかけの一つになると思います。なので、ホームシェアリングを今後もずっと続けて行けるような法案が出来ることを心から願います。</p> <p>このような背景や理由から、ホームシェアリングの宿泊日数の条件を1週間以上の限定ではなく、せめて2泊から3泊くらいから許可をいただける法案を日本全国共通でいただけることを心から願います。</p>	個人	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
43	27年 11月26日	28年 2月23日	民泊規制緩和について	<p>ご担当者様 オリンピック開催に向け、国が一丸となっております。 ぜひ民泊規制緩和をお願いいたします。 現状の規制緩和策(予定)では6泊7日以上となっておりますが1泊以上に規制緩和していただくをお願いいたします。 アメリカや諸外国では当たり前の民泊事業が日本は出遅れております。 国土の狭い日本において空きスペースの活用することが不可欠であり、時代や世界のビジネスの流れに乗り遅れないよう迅速で柔軟な法改正が必要です。 何卒よろしくをお願いいたします。</p>	個人	厚生労働省
44	27年 11月26日	28年 2月23日	旅館法の緩和	<p>一、旅館法を緩和し、現在の旅館、ホテル、簡易宿泊所以外、民泊条例を作る。 現在旅館業が反対する一番の理由は、ホテルの利用者は減る、競争者が増えるとの理由ですが、民泊を選んだ外国人観光客のほとんどは、日本の家に泊まってみたい、日本人と交流したいという気持ちで民泊を選びました。 簡単に言えば、外国人観光客は民泊の存在で、日本に来る、日本にいる時間を延ばす、日本を好きになって、再来日にすることになっています。 なので、条例のないままか、民泊を禁止、外国人の旅行習慣を無視して、無理の条例(最低七日間の宿泊)を出すより、ちゃんと条例を出したほうが日本の観光のため。 また、民泊が出る前、東京や大阪はすでに最低1日からの賃貸マンションが存在しています。大勢の不動産業者もこういうサービスがあります。なので、この機会を利用、ホテル、簡易宿泊所、民泊や不動産業者の管理できる旅館法を作っていただきたいです。 そして、もっと簡単な登録や認証制度を作るべきです。(特に建築確認済み証、ほとんどの人は持っていません。)</p> <p>二、最低金額を規制する。 旅館業者の一番反対する理由は、民泊の宿泊金額の安さです。なので、ちゃんと地域のホテルや旅館の宿泊料に合わせて、合理的な金額を規制すればいいと思います。</p> <p>三、海外の民泊サイトを抜いて、日本政府から、政府認証宿泊施設検索及び予約ウェブサイトを作る。 来日観光客が増えた理由の一つは、民泊が急増することだと思います。来日観光客は海外の予約サイトを利用しています。しかし、海外の会社は事故や問題が発生する時の対応はあまりも不十分です。もし日本政府はこういうサイトがあれば、ゲストやホストの利用状況や認証をきちんと把握でき、政府も予約サービス代を利用して、もっと外国人に優しい観光環境を作っていただきたいです。</p> <p>四、二次賃貸や管理依頼を禁止する。 今多く経営者は安いアパートやマンションを借りて、外国人に民泊として出しています。こういうやり方があるので、一般市民の家賃とアパートなどの治安に悪い影響が出ると思います。 民泊なのに、ホストはそこに住んでない物件なら、ホテルと同じです。そうしたら、民泊の意味がなくなり、来日外国人も日本文化をもっと深く勉強しようとしてもできません。</p>	個人	国厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
45	27年 11月26日	28年 2月23日	民泊の規制緩和について	大阪府吹田市に居住しております。民泊特区で規制が緩和されたとはいえ合法的に民家の空き部屋で始めることはほぼ不可能な状態です。1、宿泊日数7日以上。これは全面撤廃を希望します。ヨーロッパのような長期休暇が可能な国ならともかくアジアの多くの国は日本と同じで長期休暇が取れない国がほとんどです。7泊同じところに滞在するケースは非常に少なく採算が合いません。ホテルにも泊まるが日本の文化にもふれてみたい。ホテルに3泊、民泊3泊という旅行者が多数おられます。2、各居室ごとに浴室・トイレ・台所の設置とありますが現実的で有りません。私は4人兄弟です。4人とも結婚し独立しております。両親は自宅の空いた部屋の利用をいつも考えておりますが民泊の話聞いた時これだ！！と思いましたが中身を見てガッカリしました。ホームステイのような形で民泊を可能にして欲しいと思います。そうすれば私の両親のような人の雇用や生きがい健康増進に繋がります。またこの世代でこのようなことにチャレンジできる人は豊かな知識とゆとりを持っておられます。そのような方が旅行者に日本の文化を伝えてもらうことは非常に良いことだと思います。また、税制上の優遇処置が民泊をはじめることにより受けられなくなるとも聞きました。以上だけでも解っていただけたと思いますが合法的に民泊を始める事はほぼ不可能です。空き部屋対策、空家対策とは程遠い内容です。特区も推進も有りません不可能です。消防法なども同じくハードルが高すぎるように思いますのでご検討をお願い申し上げます。マンションの空き部屋に関しましてもハードルは非常に高いです。耐震や消防や避難訓練などです。また、民泊のここ数年の増加を見ると万単位の増加です。既に利益を上げることは難しくなっています。そこに厳しい規制がかけられるとせっかく育てている分野をつぶしてしまうことになりかねません。少しの知識で勝手なことを申ししますがご検討の程よろしく願い申し上げます。	個人	厚生総務労働省
46	27年 11月26日	28年 2月23日	旅館業法	現状宿泊施設の不足により、民泊が注目されていますが、素人が実施する為にトラブルも数多く発生しております。つきましては下記の通り提案を致します。 (1)事前届出制による責任所在の明確化 (2)宿泊日数の規制廃止 1週間程度の長期宿泊者を民泊利用者とする案があるが、そもそもホテルなどの宿泊施設が不足しているからこそ民泊が必要なので、宿泊日数による規制は不要であると考えます。 (3)非常設備、近隣住民とのトラブルなどの発生も考慮し、保険加入の義務化 (4)責任者がなにかあれば解決出来るように管理責任者は施設に近い場所で居住する事	株式会社ネクスト	厚生労働省
47	27年 11月27日	28年 2月23日	旅館業法(簡易宿泊所)	「民泊」を考える上で、建築基準法、旅行業法、消防法を土台にしなければならないが、戦後すぐに制定され旅館業法施行令は今の時代にそぐわないと思う。既に建築された家でこれらの基準をクリアできるものは非常に少ない。建築基準、用途変更の規則を加えると結局、新築の建物しか開業ができないようになっている。現行の簡易宿泊所の構造設備の基準を緩やかにするのはいし、種別に「民泊」を加え個人の自宅を活用できるような更に緩やかな構造設備基準を設けるべきである。(客室の広さは33平米以上(床の間、押し入れ等は含まない)、二平米の帳場の設置、客の出入りする場所と個人使用の場所を壁で区切るなど。) 京都市内は戦前建てられた家が多く空き家が目立つ地域である。うちものひとつ1928年頃に建てられた町家で、父が亡くなってから4、5年ほど空き家状態であった。立ち退く予定であったが夫の年齢(65歳)や健康上の理由で勤めていた仕事を辞めて実家の一部を簡易宿泊所として活用すべく申請中であるが非常に煩雑であるし、建築基準法に照らし合わせると費用もかかる。「民泊」という枠組みができ申請内容、建築基準法が緩和され比較的容易に許可が取れたら、私たちのようなシニア世代が親から受け継いだ古い家を活用し、年をとっても仕事ができる場になり得ると思う。家の修繕費用もまかなえるし、年金の不足分を補えることもでき、お客さんを迎えるということで元気にもなる。そういったシニア同士が互いに交流し助け合いながら「民泊」をより良いものにし、市とも連携し観光客の宿泊施設としての受け皿となりえる。また京都は学生の町でもあるので体力仕事や通訳など学生に活躍してもらうことも考えられる。シニア世代、学生、市と連携し、古民家を存続させ景観を守りつつ、観光の都市京都を盛り上げることができればと思う。	個人	国厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
48	27年 11月27日	28年 2月23日	民泊に関する新規制の整備	<p>2015年4月初めから、Air bnbという民泊ビジネスをビジネスパートナーの方と新宿で始めました。今はAirbnbホストをメインとして動いています。</p> <p>そこで私は極力自分の時間が許す限りゲストさんに直接あって、お部屋の紹介、電化製品の使い方からお互いのことを話しながら交流を深めています。時には食事に行って楽しいひとときを過ごしています。</p> <p>この体験は自分にとって全く新しい感覚でした。</p> <p>なぜなら、自分の英語力を宿泊料をいただきながら磨くことができるからです。そして海外の方達との交流を通じて日本の素晴らしさも再確認できます。</p> <p>こういった民泊を通じてこれからも自分の英語力を磨くと共に、宿泊施設の不足の解消に役立てていけたら幸いであると私は強く感じています。</p> <p>そこで、「民泊に関する新規制の整備」をぜひ検討して頂きたいと思います。「ホテル」「旅館」「簡易宿所」「下宿」の4種の営業許可に加えて、「民泊」に対する新しい基準を設けて頂きたいです。</p> <p>具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 宿泊施設を運営するお部屋の持ち主 = ホストがある程度の英語力があるのかどうかの試験。(ex. お部屋の機器の説明、ゴミの出し方、夜中に騒いだりしない為の注意等) 2. 宿泊施設に必要な最低限ひつような設備、火災、病気などトラブル時の対策等のハウスマニュアルがそろっているか。 3. お部屋の大きさは問わない。 4. 宿泊期間は最低2日とする。 <p>以上の4つを最低限設けていただきたいです。</p> <p>これらがあれば、ゲストさんを初めホスト、近隣住民がお互いに気持ちよく関わり、過ごすことができると私は考えます。</p> <p>Airbnbは私の人生を変えてくれました。そんな素晴らしいサービスを日本に広めて貢献していきたいです。</p> <p>以上よろしく願い致します。</p>	個人	厚生労働省
49	27年 11月27日	28年 2月23日	民泊規制改革に関する提案	<p>ご検討いただきたいのは以下の点です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低宿泊日数を7日ではなく2日にしていただきたい <p>正直、7日も同じ場所に宿泊する人なんて、本当に一握りです。</p> <p>そういう方は既にバックパッカー宿に宿泊している層の方です。バックパッカーよりお金を落としてくれる層の方の宿が必要です。しかし、絶対数が完全に不足しています。</p> <p>-----</p> <p>私は現在airbnbのホストを日本で営んでおります。海外にたくさんの友人がおりますが「日本は本当に宿が高過ぎる、airbnbがないと行けない」という意見と本当に多くいただいております。</p> <p>世界中旅をしてきましたが、日本の宿代の高さ、飽和状態は異常です。現在日本の観光客がこれまでになく世界で最も高い観光客流入成長率を達成しているのは、民泊のおかげだと感じております。(もちろん円安等のその他要因もありますが)</p> <p>私の部屋に泊まるゲストの皆様には本当に楽しんでいただき、私の家に泊まったおかげで日本が好きになったという意見をいただいております。</p>	個人	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
50	27年 11月27日	28年 2月23日	民泊の良さ	<p>[1] Airbnbを通じて民泊をはじめたきっかけ なぜ自分がAirbnbをすることになったか。 最初はカウチサーフィンを始め、友人からairbnbというのがあって、それは料金設定して対価をもらっても良いと聞き、昨年の秋からairbnbも始めました。</p> <p>[2] 民泊の魅力 ・様々な国の方が泊まりに来てくれて、民間国際交流ができる。 ・英語でのやりとりが中心となるので、英語の訓練になる。 ・外国人がどんな点で日本文化に関心を持つのかをとても詳しく聞ける。 ・NHKのCool Japanなど、バイリンガルの日本紹介番組を観てもらって、日本を外国人に紹介することができる。 ・家に泊まりに来た方が、私の知らない日本に連れて行ってくれる。 ・泊まりに来る人の声を聞くと、ホテルだと、自分の国のホテルに泊まったのと同じで、日本人には会えず、外国人としか出会えないということを書いていた。だからbnbやカウチサーフィンに泊まるようにしていると書いていた。</p> <p>[3] この先、ような環境が整っていたらさらに民泊を楽しんでできるか ・最低宿泊数を2日からしてほしい、成田や羽田でのトランジット待ちの場合にbnbを使用されることもあるので。 ・7日以上とってしまうと、半分以上の旅行者を断ることとなり、外貨収入の面から見ても損失にしかない。 ・bnbホストを届け出制にして国から認証してほしい。近所の人にもそれを提示できる。</p>	個人	厚生労働省
51	27年 11月27日	28年 2月23日	民泊法制化に関する提言	<p>～あるべき民泊のルール(法制化)～ ・最低宿泊日数の制限は撤廃すべきであると考えます。 ・宿泊者情報に関してはairbnb側で予約する人物の個人情報は把握しているが、実際に予約する人物が異なる場合があり、これについては同伴者を含めairbnb側において全宿泊者情報の個人情報を収集するべき。したがって、民泊サービス仲介者(airbnb)に対してこうした宿泊者の個人情報の収集保管を旅館業法の中で義務付け、事件事故が発生した時に行政当局から照会があった時に迅速に提出できる様にすべき。 ・ホストはゲストが何らの犯罪行為に関与している、もしくは実行している(例:薬物使用)と疑いを持った時に、迅速に所轄警察署へ通報するものとする。 ・衛生及び災害時対応について、常に適切な衛生状態を維持する為、宿泊者がチェックインする前の清掃作業(掃除機がけ、シーツ交換、タオル交換、便器の洗浄消毒、浴室の清掃)の義務化。災害対応の為に設置する器具として、家庭用に安価で販売されている火災・煙警報機、消火器(3000円程度)の備え付けを義務化(家庭用住居を活用する民泊です。商業ホテルの様な厳しい規制はそぐわない)、防災カードの設置。基準に合致しているか検査する為、地方自治体の保健所は事前通告の上、立ち入って検査する権利を保持する。 ・ゴミ出しは、1ヶ月以上泊まるケースを除き(但し、この場合はホストがゲストに対面でゴミ出し方法を説明し、理解したか確認する義務を負うものとする)、原則としてホストが回収しゴミ出しをする事を義務化する。 ・騒音対策。ホストはゲストに対して、部屋及び建物敷地内で近隣住民の迷惑にならない様に宿泊前に説明し理解した事を確認する義務を負う(これは予約時のハウスルール確認画面表示で対応できるものとする)。近隣住民から騒音の訴えがあった場合、証拠があり明白な場合はホストはゲストに対して注意を促し、その後も重ねて訴えがあった場合はそのゲストを即時に退去させなければならない。 ・許可制か、届け出制かどうか議論がある様ですが、行政コスト削減及びホスト達のスムーズな移行の為に、届出制が好ましいと考えます。但し、基準に達していない運営をしていると判明した場合は警告、指導及び営業停止処分等の行政処分を担保として行えば、実効性は保たれると考えます。</p>	個人	国厚 土生総 交労務 通働省 省省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
52	27年 11月27日	28年 2月23日	民泊規制緩和について	<p>(1)最低宿泊日数を7日ではなく2日にしてほしい せっかく遠く海外から来た旅行者に様々な日本を知ってもらいたい。1宿泊先7日間の縛りを設けるのは日本にとってデメリットの方が圧倒的に多いため。</p> <p>(2)民泊についてはホストが同居を義務としてほしい トラブルが起きている、あるいは起こりやすいのはホストが同居せずゲストだけで宿泊している物件であり、本来の民泊の趣旨ともずれていると思うため。諸外国でもこちらが大勢です。</p>	個人	厚生労働省
53	27年 11月27日	28年 2月23日	眠っている資産の活用及び余裕のある老後	<p>Airbnbを通じて民泊をはじめた理由</p> <p>現在2世帯住宅の自宅の空き部屋を貸し出している。来年第50年以上の東京の持ち家を貸し出す前ので予行練習です。観光地ではない場所でも需要があります。一番良かったのは使わない部屋が綺麗になって維持できる。約1年で初期投資は回収見込み。来年から年金の不足分を少しでも補えそう。</p> <p>経済的な理由 東京の持ち家が老朽化し維持していく為にリノベーションが必要。築50年以上の家の有効活用として民泊は賃貸よりも収益が高い。古い家は賃貸料が安く借り手が見つかりにくい。古いものに対する欧米人の価値観があり宿泊希望者がある。現在65才自営業です。仕事を辞めると生活出来ません。生活保護よりも少ない国民年金だけでは人並みの生活が出来ない！！民泊営業で年金不足分を補って余裕のある老後を送りたい。出来れば豊かな老後を目指しています。年金生活になると節約型に切り替える人が大半です。余裕のある老人が増えれば消費も増加します。</p> <p>趣味と実益 海外旅行が好きなので海外のお客様をおもてなしを通じて日本を好きになって帰国して欲しい。だんだん年齢的に海外旅行は億劫になってきているので日本にいて海外体験が出来る。予約の管理、ミートアップ等新しい出会いと感動、体験が出来るので脳が活性化。現役りタイヤ組に特におすすめしたいです。</p> <p>提案 最低宿泊日数は2、3日くらいに。営業として民泊をする物件と個人のホストは物件数で分けて欲しい。会社組織で利潤のみ追求の民泊は別物とする。パスポートの提示義務化。(コピー又は画像)タコ部屋状態の物件を無くすために部屋の広さに対しての宿泊人数を決める。保健所の立ち入り検査の義務化。不法滞在外国人ホストの排除。高齢者参入し易くする為、個人名義の持ち家の場合、手続きを簡素化する。</p> <p>以上</p>	個人	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
54	27年 11月27日	28年 2月23日	空き家活用と宿不足解消	<p>提案理由は次の通りです。 私の夫の実家は築50年ほどなうえ、私道に面しており、建て替えることができません。ただ、数年前まで少しずつ修繕しながら、人が住んでいたの、老朽化して危険だ、ということはありません。 普通の家ですが、今はあまり見られなくなった欄間や床の間がある日本家屋です。人に貸すとなると中身を一切処分する、ということになりますし、民泊で活用したいと思っています。 海外からの方には、普通の昔の日本の家として楽しんでもらえるでしょうし、こちらも維持費が少しでもまかなえたらありがたいことです。どうせならちゃんと届けて堂々とやりたいと思います。</p> <p>民泊に関しては、以下を提案します。 ・最低限必要な設備の明確化(ホテルではない民家の活用という視点から) ・届出制 ・最低泊数を2泊以上してほしい</p>	個人	厚生労働省
55	27年 11月27日	28年 2月23日	Airbnbを使った民泊の促進について	<p>[1、始めた動機] 50代が近くなった女性には、企業就職は難しくほぼ無いに等しいのが実情です。私は10年ほど前からフランス・パリでは民間アパートメントをショートステイで借りて滞在してきました。日本人がやれば、もっと客は満足するはず！と出てきたので、東京五輪の前に、接客業で長い間培った、おもてなしの技術や語学力を生かす為に、夏からAirbnbを始めました。</p> <p>[2、現状] 観光地しか知らなかった外国人は、日本で暮らすように滞在する事で様々な感動を感じています。私はお迎え、見送りを必ず会って行っています。別れる時にはお互いハグして別れを惜しみ「また来年、日本に戻ってくるから！」と必ず言ってくれます。まだ初めて5か月。2組の外国人がリピートしてくれました。私は昨今の報道で韓国や中国を嫌いでした。しかし、気持ちが歩み寄るのを感じます。これはAirbnbホストひとりひとりが行っている、小さな民間交流です。しかし、それはインターネットを通じて、リアルな日本の良さが世界に広がっています。ガイドブックだけでは必ず飽きられます。ニーズはリアル体験にあります。</p> <p>[3、今後の要望] Airbnbホスト全員が納税もし、堂々と日本のおもてなしを広げて行けるよう、 1. 一ホストの管理する物件数の制限(ひとりでコントロールできるのは3軒が限度) 2. 遠隔操作の禁止(近くに居ないでケアできるはずがない) 3. 滞在日数は2泊から(外国人の最大ニーズです) 4. 受け入れゲスト人数の制限(6人を超えると近隣住人に迷惑を掛ける恐れ) 4. 行政機関の認可を出してほしい。</p>	個人	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
56	27年 11月27日	28年 2月23日	民泊を愛してその可能性を信じているホストからのホームシェアリングの“未来”に関する提案書	<p>〔Airbnbを通じて民泊をはじめたきっかけ〕 2013年頃よりルームメイトがいなくなったのをきっかけに空いている部屋でAirbnbを始めました。2年間で世界中から約170組のゲストに宿泊してもらいました。今ではリピーターや過去に泊まった事のあるゲストの友人も再来も毎月増えてきています。</p> <p>〔民泊の魅力〕 1. 世界中に友達ができ遊びにきてくれる。自分がその国に行った時に、彼らも同じように友達として家に泊めてくれたり地元の行事に連れて行ったりしてくれる。 2. 外国人も日本人も、日本にいながら様々な国の「生」の言葉や文化を勉強 / 体験できる。 3. 日本は、典型的な観光スポット以外にも数え切れないほど素晴らしい景色、美味しい料理、するべき体験がたくさんある。現地の人しかわからない事を外国人に伝えることで、感動を与える事ができるし、都市田舎に限らず、地元をプロモーションして活性化させる事ができる。</p> <p>〔今後、日本全体で民泊を有効利用するために提案したい事〕 1. 最低宿泊日数を1週間以上ではなく制限無しに。 せっかくいろいろな国から来ていただいて、中には10年貯金して地球の裏側から20時間以上かけてきた人もいます。せっかくなので1箇所だけではなく、日本中のいろいろな場所を見て帰ってほしいので、1週間同じ場所に滞在という制限は日本の魅力を世界に伝える上でデメリットではありません。 2. 民泊に旅館業法は不要。 個室やワンルームなど自由な形態、様々な形があり、そのフレキシビリティこそが民泊の魅力のひとつでもあります。カップルが一晩過ごすだけのアパートに、ロビーや、男性女性トイレ、などを設置する事は実質あまり意味がなく、安全面だけ取り決めて後は個々のおもてなしに任せるのが一番安心して効果的な方法です。 3. 届出制で国から許可証を発行してほしい 以下のような一定のルールを準拠して民泊のホストに対しての許可証。 - 日本語英語で、避難場所や避難経路の指示がされていて、毎ゲストに口頭でその説明をしている。 - Airbnbホストとしてのゲストからの評価が平均以上。 - パスポートのコピーなど各ゲストの履歴をきちんと残している。</p> <p>ご検討のほどよろしく申し上げます。</p>	個人	厚生労働省
57	27年 11月27日	28年 2月23日	現状の問題と解決策	<p>現状の課題とその解決策案を散発的ではありますが、記載します。法改正後の新法の具体的な案として少しでも役に立てればと思います。</p> <p>1. 感染症の拡大 宿泊者からホストに対して身分証の提示(ネット仲介業者に義務付けでクリア可能) 2. 身元不明人物の宿泊 同上 3. ゴミ出しや騒音などの近所とのトラブル 宿泊者に対して、多言語(最低英語)で、明確に指示(ネット仲介業者に義務付けでクリア可能、入力しないとホスト登録が出来ないなど) 4. 契約外のサブリース 管理責任者の登録(所有権、管理規約及び契約の確認) 5. 税金未払いによる不平等 登録制とする、簡易的な税制の導入(確定申告が不慣れな人向けに、みなしで控除額を決定して納税するなど) 6. 火災時の避難 宿泊者に対して、多言語で、明確に指示、最小限の設備(火災報知器の設置)</p> <p>行政は、届け出を受け付けたあと、サンプルベースで監査。違反度合いに応じて、罰金と営業の停止。</p>	個人	国厚士生総交労務通働省省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
58	27年 11月27日	28年 2月23日	民泊規制緩和	<p>現在、私はAirbnbを通じて民泊を提供しております。</p> <p>[1] Airbnbを通じて民泊をはじめたきっかけ 友人が自分の家の一室を貸したところ、そこからの収入が家賃を超えたという話を聞き、約1年半前から自宅の一室を貸すところから始めました。</p> <p>[2] 民泊の魅力 第一には副収入です。 Airbnbを通じて民泊を始めたところ、現在では収入が2倍に増えました。 第二には異文化交流です。 私には2歳と0歳の子どもがおり、気軽に海外旅行には行くことができなくなりました。しかし民泊を通じて様々な国の方と交流できるのが楽しく、その代わりになっていると思います。 また、海外の人にローカルな場所を教えてあげるのも楽しいです。 将来、子どもにはグローバルに活躍して欲しいと願っており、この外国人との交流は子どもに良い影響を与えています。</p> <p>[3] この先、ような環境が整っていたらさらに民泊を楽しんでできるか ・最低宿泊日数を7日ではなく2日にしてほしい！ 7日も滞在する人はかなり稀です。海外旅行には2泊～5泊程度が多いのではないのでしょうか。7日にしてしまうと、許可申請する人が少なくなってしまいます。 ・簡単に申請できるようにしてほしい 申請すればよいだけにしてほしい。審査があると許認可に時間がかかります。</p> <p>[4] その他 現在、都市圏では宿泊場所不足です。ホテルや旅館は簡単には作れませんが、民泊を活用すると、その需要を緩和できます。 ホテルに泊まれないから来日できない人も出てきますので、民泊を推進することで訪日観光客を増やし、経済効果も期待できます。 また、私のように民泊による副収入を得ることで、可処分所得が増加し、経済効果に繋がります。給料を増やすのは簡単ではないですが、家の一室を民泊で貸して副収入を得るのは簡単にできます。1億総活躍社会の方針に合致するのではないのでしょうか。それにはやはり簡単に始められる仕組みが大切です。</p>	個人	厚生労働省
59	27年 11月27日	28年 2月23日	民泊の幅広い営業を認めていただきたいです	<p>多くの外国からのゲストと交流を深めています。 町の居酒屋、カフェ、寺社仏閣。 彼らは日本の普段着の文化に触れることに新しい発見と楽しみを見出しているようです。 民間レベルでの国際交流は日本の未来にとって大きな経験となると思います。 私も海外の人に対する偏見は薄れつつあり、この意識の変化は大きいです。 民泊 2日程度から認めていただきたいです。 届け出をして、一定の施設、設備があれば運営できるようにしていただきたいです。 届け出により、売上から税金などを納めることにも抵抗はありません。グレーな状態ではなく、一定の規準を満たすことでOKにするほうが安全、衛生面でのメリットも大きいと思います。 また一般の旅館業とは違い、誰がどんな目的で来るのかまでわかっていますので、外国人の動向についてより詳細なデータの提供も可能です。 シーズンになると一泊3万円という法外な値付けをするビジネスホテルチェーンの営業にも大きな疑問を感じています。 国内出張、旅行もままならないため、空き家の有効利用も含めて、民泊の推進をお願いいたします。</p>	個人	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
60	27年 11月27日	28年 2月23日	民泊にかかる規制法案	<p>民泊の規制緩和は、停滞した日本経済、特に貧困・中間層にもビジネスの機会を広げるものであり、日本の観光業を活性化させるためにも、日本政府は早急に対応すべきであると考え、民泊は観光業だけでなく、製造業等他の分野への波及も十分考慮し、推進すべきであろう。日本製品は高度且つ高価であり、近年の製造業は世界市場で苦戦を強いられている。外国人旅行者を増加させることは、日本滞在中に日本製品に触れることによる日本製品の良さを理解させる無料のプロパガンダの機会ではなからうか。「日本の細やかなおもてなし」とはサービスだけでなく、製品にも行かされており、民泊を通じた国際理解は観光業だけでなく、製造業等にも好影響を及ぼすはずである。日本政府が支援する国費留学生への支援額や、海外における大使館の宣伝費等と比較すれば、民泊は、安価に民間(一般市民)の支援を活用し、親日家を増加させ、日本製品・日本サービスの大きな理解者を育成することでもある。ただし、法案については十分に経済波及効果かつ問題点を調査し、慎重に行うことが求められる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.平均的な海外からの旅行者の旅行日数が6-7日と考えれば、一都市の滞在は2-3日と推測できる。最低7日の縛りを付けてしまえば、民泊の宿泊数は限定されるため、最低2-3泊にする等、法案の場合は留意すべき。 2.許可書を発行し(2日ほどの研修、宿泊客へのマニュアル等の作成支援)、安全で、日本文化を伝えられる個人的な国際人が確立できるように指導すべき。宿泊客へのマニュアル等の作成支援を含む。 3.安全、防音等、近隣対策については、民泊に関する住民の理解を十分に得られるためにも、留意すべき。 4.定期賃貸契約に類似した簡易版(英語等)を作成し、双方が民泊に対し理解し、誤解なく日本滞在が楽しめるように指導すべし。 5.空き家対策、高齢化社会等、社会問題を解決するような民泊を推進すべき。 	個人	厚生労働省
61	27年 11月28日	28年 2月23日	【民泊】規制改革に関する提案	<p>品川区、港区、ロサンゼルスで4年前からAirbnbを一家で行っているものです。 自分は海外出張が多いことから、不在時の自宅、並びに家族の空き家を海外からの旅行者に提供しています。 いずれの家も家族が近くにいるため、退職した両親や親戚たちが、老後の楽しみおよび社会貢献として旅行者と交流し、地域の友人たちが経営しているレストランや店舗に旅行者を紹介してきました。 海外旅行が健康上の理由できなくなった親戚にとっては、海外が自分の元に来てくれる、海外に友人ができる(定期的に泊まりに来てくれるロシア人、オーストラリア人、フランス人、アメリカ人の家族がいます)、更に自分たちが愛する東京(東京に住み始めて5代になります)を紹介できるため、生きがいになっています。 現在規制改革が検討されていると思いますが、以下の点を留意していただければ幸いです。 ・最低宿泊日数を3日にして頂きたい(スケジュールに柔軟性を持たせるため、より多くの方に、東京を知ってもらう機会を持ちたい) ・マンションの管理組合や近隣の方の理解を得るため、区に届け出をして認定された後、認証カード・認証証明書などを発行して頂きたい</p> <p>以上ご検討よろしく申し上げます。</p>	個人	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
62	27年 11月28日	28年 2月23日	民泊に対するのホームステイ型ホストの意見	<p>[1] Airbnbを通じて民泊をはじめたきっかけ いくつかのメリットが重なり始めました 1)独身の時とは事情が変わり海外旅行へ行ける事が出来ずにいたが自宅にいながら海外の方の交流が出来忘れかけていた言語も習慣的に使う事が出来て、中国語会話スクール等へ行かなくても済む 2)モラハラと昭和オヤジの様な日本の価値観だけにとらわれた他人に合わせない我儘旦那が他人と居ることで、世界の人と話す事で少しずつオープンマインドになって人は自分とは同じではないと言う価値観に触れて欲しいと思った 3)妊娠し子供を産んだ時の当面の生活費としてもいいし、待機児童の件もあるし社会復帰出来るまで、子供と家に居ながら保育園待ちも出来ると思った 4)余っている部屋にも住宅ローン分はあるので、払っている金額の半分はローンの金利を自分達の負担を少しでも減らしたかった 5)自分が台湾でホームステイをした時、とても良くしてくれたただ通りすがりの人々や温かさを自分も世界の人々へ何か恩を返したいと思った</p> <p>[2] 民泊の魅力 実際に、上記で述べた大半の事は現実になっています 特に3)が私の中では一番のメリットです！民泊は空いているスペースを貸すことなので少しのスペースがあればそれをシェアする事でお金がなく我が家の様に所得が低く子供を諦めている夫婦にも希望が生まれます マタハラや待機児童の問題を気にせず子供を産める環境を自分で作れる。 駅前留学よりも家の中で自宅留学 世界中に友達が出来、これまで以上に世界のニュースにおける日本の立場が気になる様になった 特に、反日感情の強いと思ってた韓国と中国のゲストは日本にくる人達だからなのもあり親日派でありとても礼儀正しく日本人の感覚に近い 余ってる部屋がお金を生み出し私に雇用がある為今は積極的に妊活が出来るようになりました 世界中の人々と会う事で価値観の違いに驚き辛いこともあります</p> <p>[3] この先政府への要望 ・最低宿泊日数を7日ではなく2泊～3泊にして欲しい 7泊は長すぎる！そんな人減りに居ないです日本の中に7日間居てもJRパスでアチコチ動いて7日間なんです ・旅館業法とは別のくくりで、国からホストとしての認証カード発行してほしい！ 安全基準を満たして税金も払うことで堂々とホストをしたい。現在確定申告しています ホームステイ型、投資物件型のホストの差別化をして欲しい</p>	個人	厚生労働省
63	27年 11月28日	28年 2月23日	民泊の最低宿泊日数7日の撤廃(訪日外国人に対して)	<p>民泊の最低宿泊日数7日を訪日外国人に対しての撤廃をお願いしたいと思います。 海外旅行者に日本に来てもらい、民泊を利用したとしても、7日以上という縛りがあると、日本の各地に旅行に行けなくなってしまいます。 海外旅行者の多くは、東京に2,3泊した後、大阪に2,3泊(北海道や、九州なども)して日本を観光しています。 7日以上という縛りがあることによって、せっかく日本に来たとしても、一地域しか観光ができなくなってしまうので、日本の魅力を十分に味わってもらえないと思います。 民泊の最低宿泊日数7日を訪日外国人に対して撤廃し、日本の良さを味わってもらいたいと思います。</p>	個人	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
64	27年 11月28日	28年 2月23日	個人の民泊規制の緩和の実質的妥当性及び必要性	<p>前提：Airbnbでホストとして活動している立場から、実務的に問題がないことと、日本人や日本経済に良い影響を与えるだろうと確信している立場からご意見を申し上げます。</p> <p>主張： ・実質自宅として住んでいる家に限り、個人が短期ホームステイを受け入れることを許可すべきです。</p> <p>社会的背景： ・そもそも日本は来日外国人目標に対して、圧倒的に旅館不足です。当方は京都在住ですが、特に繁忙期は旅行者は旅館難民となって大変苦労されています。 国家として観光客を増やすならば、民泊はとて理にかなったキャパシティの拡大方法です。 ・また、留学生などのホームステイ受け入れはこれまで民家で行われてきました。規制するならそれも規制してしまわないと理にかなわないのではないのでしょうか？ ホスト：民泊を運営する人、ゲスト：宿泊する顧客とします。 ニュースなどでよく問題になっているような、ホストが住んでいない物件に勝手に人を住まわすのは規制すべきというスタンスです。</p> <p>認可条件の案： ・前提として、認可をするのは実際民家として住んでいる場所に限るべきです。 ・暗黙知的なことを含めたハウスルールをゲストに共有できるのは、実際に住んでいるホストだけです。 > 民泊であるリスクをゲストに承諾させる 民泊の仲介事業者側が、ホテルのレベルのようなリスク管理がされた宿泊先でないことを、事前にゲストに承諾させるべきです。最低限の安全をどこまで担保するべきかが、一つの議論の争点だと思います。最低限の条件をどうすべきか、は次の項目で議論するとして、まずは、ゲスト側がホテルレベルの安全を確保されていないことを、予約時に承諾するフローを民泊事業者が提供すべきかと思えます。</p> <p>既にairbnbでは実施されていますが、パスポート認証も必須です > 最低限の安全確保条件 一般家庭で現実的な安全確保は以下かと考えます。 ・火災報知機 ・非常時のマニュアル ・消火器 > 認可のフロー ・インターネットで証明となる写真などを投函すれば認可がおりるくらいの簡易的なものであるべきと考えます。</p> <p>その他意見 人口減に直面しているにも関わらず、日本では移民の受け入れの議論があまり盛り上がりません。恐らく外国人があまりに遠い存在なのだと思えます。民泊を通じて、関係性が非常に近くなります。日本の国際化の一助になるのではないのでしょうか？</p>	個人	厚生総務労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
65	27年 11月29日	28年 2月23日	自宅での民泊について	<p>私は自宅でホームステイのつもりで外国人に自宅の一部スペースを解放しておりました。2年ほど前から行い200名ほどを受入れましたが、一度もトラブルはありません。これは本当です。</p> <p>民泊において3つのことを提言します。 (1)7日以上ではなく、2日からでも大丈夫なようにしてほしい。 なぜならば、東南アジア系の人は、ビザの関係で滞在日数が少なく、1週間以上も同じ場所に滞在することはほぼないからです。結局国によって民泊が使える国の人たち(主にヨーロッパ)と使えない人たち(主に東南アジア)がでてしまうのは不条理です。それに今はシンガポールは言わずもがな、中国をはじめ、タイやマレーシアの方々の所得もあがってきており、日本でも購買は日本人並みになってきています。</p> <p>(2)住宅での許可を、容認してほしい。 近隣とのトラブルのことは充分考慮しないとイケないが、本来はその責任は住む側コミュニケーションの問題であるとも居ます。実際私は近所の方に充分に説明をして外国人を受け入れてます。また、実は外国人は、人の住んでいる住居に受け入れてもらうことを、旅の一部とみなし、楽しんでいるのです。空き部屋を貸すだけでは全く違う、価値観だと感じます。 近隣との安全面のことを考慮するならば、宿泊カードの国への提出や、民泊許可証をつくるなどして、情報を公開することが良いと思います。</p> <p>(3)シニア世代を応援してほしい。 私は76歳ののですが、この歳までこのような仕事ができとてもうれしく思います。感謝の念で一杯です。今までも人と接することが大好きで、そのような仕事をずっと行ってきました。旦那もなくなり年齢を重ねるにつれ周囲の友達も減っていきましたが、それが、Airbnbを通して、世界中の人と触れ合うことで、元気を取り戻しました。 リタイアして時間に余裕がある、そして人生経験豊富なシニアこそやれる仕事だと思います。日本には、世界一の長寿のシニアがあり、そのポテンシャルは計り知れません。ぜひ、多くのシニアに民泊を通して生きがいをもって欲しいと思います。ビジネスライクな、空き室を多く運営ということよりも、今住んでいる場所の一部を貸し出すことにもっと力を入れて、民泊条例をすすめていくべきだと思います。</p>	個人	厚生労働省
66	27年 11月29日	28年 2月23日	民泊の規制緩和についての提案	<p>現在自己所有の一戸建て住宅の空き部屋の1室で1年前からairbnbを利用した民泊を行っています。</p> <p>1) 民泊を始めたきっかけ 私は現在50歳代ですが、以前勤めていた会社で、20から30代の頃、海外担当をしており、2度のヨーロッパ駐在をはじめ、15か国の海外出張を経験しました。その時私は各国で日本と異なる風景、文化、習慣にに触れとても貴重な経験をしました。その中で、たくさんの方からの現地の人からの手助けを受けました。次は私が海外から来る旅行者にお返しをするいい機会だと思い始めました。</p> <p>2) 民泊の魅力 1:家にいながら海外からの旅行者と交流できる。到着前にメールのやり取りを行うので、その人の情報、旅行先、好みなどが事前に得られ、初対面でも友達のように接することが出来る。 2:英語が活かせる、上達する。メールのやり取りや到着後の会話、食事、観光等を共にすることで生の英語が体験できる。 3:旅行者の役に立てる。必要な情報、観光情報、穴場などの提供、その他さまざまな要求に応えることで役に立てる。ホテルや旅館ではスタッフを独り占めできないが、民泊ではホストが専属のアドバイザーになる事が出来る。</p> <p>3) 緩和してほしいこと 1:最低宿泊日数を7日から1泊にしてほしい 理由:今まで24組のゲストを受け入れたが平均宿泊日数は3.3日で7日以上は1人のみでした。これでは実質民泊不可能となります。また、急な予定変更などで宿泊場所が必要になった旅行者への対応が出来ません。私の家の半径4kmにはホテル、旅館は無いので競合はしません。 2:届け出制にして国から認証カードを発行してほしい。旅行者が通りかかると挨拶や話しかけるなど、おおむね近隣住民の評判は良好ですが、安全面を含めて近隣への配慮になります。 3:建物に応じた安全設備の設置とパスポートのコピー保管を義務化する。 やはり旅行者の安全と事故や病気など緊急時に備えて必要です。</p> <p>以上 よろしくお願ひします。</p>	個人	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
67	27年 11月29日	28年 2月23日	ホームシェアリングに関して	<p>最低宿泊日数7日という縛りをなくしてほしい</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外から来た旅行者に様々な日本を知ってもらいたい。 宿泊施設の不足を補うことができ観光立国を目指す日本の後押しにもなる。 1宿泊先7日間の縛りを設けるのは日本にとってデメリットの方が圧倒的に多い。 <p>近隣への配慮、トラブルの防止もふくめて届け出制度にってもらって国から認証カード発行してほしい</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全基準を満たして税金も払うことで、こそそとやらずに堂々とホストをしたい。 税金を納めることで政府、自治体にも新たな財源ができる。 	個人	厚生労働省
68	27年 11月29日	28年 2月23日	民泊に対する規制緩和のお願い	<p>半年前よりいわゆる民泊を運営しています。 現在のようなマスクで取り上げられる前から始めておりますが、傍らで見ており下記のように法律を改善いただければと思います。</p> <p>開始した理由： 訪日外国人が増え、語学を活かして集客ができ、観光をきっかけにもっと日本の素晴らしさを伝えたいと思ったから。</p> <p>開始後の率直な感想： 訪日外国人は今まで、シンガポール、韓国、アメリカ、香港、中国、スペインの方が利用されていますが、みんな非常に満足してくれています。</p> <p>また利用される方も、マナーを守る資質の高い人が多いと感じます。 しかしながら、民泊がまだ法的にグレーな領域にある為、もっと満足させてあげたり、日本文化をじっくり説明してあげたりすることができないと感じています。</p> <p>規制緩和 今回民泊は許可制にする、7日以上宿泊に限定すると聞きましたが、外国人で1都市に滞在する平均日数は3-4日だと思います。 日程については再度ご検討いただけますようお願いいたします。</p> <p>最後に 民泊を初めてから、外国の観光客と接する機会が増え、彼らにコンシェルジュ(質問に何でも答えるという意味)のような無償サービスを提供するうちに、日本のことを逆に勉強する機会が増えました。 今後さらに海外の方に日本を知ってもらいたいと思います。 庶民とのふれあいの場である民泊の灯を消さぬように是非法律規制緩和のご検討をお願いしたく存じます。</p> <p>以上、有難うございました。</p>	個人	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
69	27年 11月29日	28年 2月23日	民泊制度の受け入れに伴う法整備に関して	<p>私はAirBnbというWEBサービスを用いて、訪日外国人旅行者を受け入れるホストをやっております。まだまだ不動産所有・管理者の方には理解され難い部分もありますが、その中で同じ思いで、協力していただける方と現在、活動を活発にしております。しかし、その際に宿泊者から金銭の授受がある場合、現状の法では、“旅館業法”が適用される状態となっております。私としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の日本の経済成長 ・訪日外国人旅行者が日本の文化を体感し、海外へ発信すること ・若者への雇用機会の提供 ・2020年の東京五輪での訪日旅行者の受け入れ <p>等、数え上げればきりがありませんが、この現代の思想に追いついていない、既得権益に縛られている“旅館業法”の存在が、ホームシェアリングの活動をより一層、阻害していると考えます。特に日本での若者は、戦争や内戦もなく、兵役もない島国に育ち、無条件降伏をしたことの延長線上として右向け右を教え込まれた国だと思えます。それにより、日本人独自の文化が養われてきましたが、現代のハイパー消費社会の中で、クリエイティブな発想や、自分で雇用を生み出すこと、諸外国の異文化を受け入れることが難しくなっていると思います。この海外メディアからも注目されている日本の文化を“旅館業法”の適用が除外できる戦略特区を容認し、日本の発展のために尽力していただきたく、思います。</p> <p>条件としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3泊以上(訪日旅行者の方で、このくらいが滞在の目安と感じています) ・20m²以上の床面積(このコンパクトな日本では25m²の確保は難しいのではないかと思います) ・戸建住宅の場合は所有者、集合住宅の場合は所有者または、管理会社(管理組合)の許可を必要とする。 <p>の条件を希望します。</p> <p>以上</p>	個人	厚生労働省
70	27年 11月29日	28年 2月23日	ホームシェアリングの未来についての意見	<p>私は現在旅館業法に抵触しない方法として、宿泊料を1グループ10ドルという低額に設定し、その10ドルをMSF(国境なき医師団)に日本円に換算して寄付することにしています。</p> <p>刑罰を免れるために、必要な資金の確保の努力を怠っている訳ですから、そのうちに貯金が底をつき、拙宅が老朽化して、老夫婦も体力的にゲストの受け入れが出来なくなるのは目に見えています。それまではホームシェアリングが続けられるよう、ホームシェアリング法の新設をお願い致します。</p> <p>私は、旅館業法を改正するより、次のような理由で、ホームシェアリング法の新設が必要と思います。</p> <p>1)旅館業法の適用が必要な旅館、ホテル、簡易宿所、下宿の利用者は、営利を目的とする業者とは関係のない赤の他人です。一方、ホームシェアリングの利用者は、予め自己紹介を済ませたり、ほとんどが土産物持参の、知人となった利用者です。親類縁者や知人を宿泊させて旅館業の許可を都道府県知事等から受ける一般家庭はありませんし、その必要もありません。旅館、ホテル、簡易宿所、下宿を営む業者へAirbnb, WarmShawers, Cauchsurfingなどのように、予め詳しい自己紹介をする利用者はいません。現今のようにインターネットが世界中に普及した時代には、自己紹介を済ませた瞬間に、利用者はホストの知人となったと考えて良いのではないのでしょうか。赤の他人としての利用者には旅館業法を適用し、知人としての利用者にはホームシェアリング法を適用すべきではないのでしょうか。</p> <p>2)ホームシェアリング法では、営利事業とは考えられないような宿泊料の限度額を設定(例えば一人3,000円以下)し、また一泊の人数(例えば一施設6人以下)も設定し、それ以下ならば、都道府県知事等の許可は不要という案は如何でしょうか？</p> <p>上記が設定されれば、拙宅のように小学校から10数メートルの至近距離でも、教育委員会の御意見を戴かずにも、ホームシェアリングを続けることが出来ます。</p> <p>追記)余分なことなのですが、外国からのゲストを博物館、美術館、神社、仏閣等の有料の施設へ案内する機会が多く、案内者は見飽きるほど見ているのに、入場料を払うのが可成りの負担です。ゲストがパスポートを提示すれば、案内役の付き添いの日本人は、入場料を払わなくても良いような制度にして欲しいものです。</p>	個人	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
71	27年 11月30日	28年 2月23日	ホームシェアリングによるインバウンド受入れに関する規制緩和について	<p>私は、札幌市郊外の一軒家で、Airbnbを利用してホームステイ形式で海外の旅行者の方々を家族と共におもてなししております(概ね1泊～4泊)。</p> <p>彼らとの交流を楽しみ、地元の情報を提供して旅のサポートをし、友人になって国に帰った彼らと、その後も本当に素敵な交流を続けさせていただいております。</p> <p>以下、そのような取り組みをすることになった背景と、それを踏まえてホームシェアリングに関する規制のあり方についてご検討いただけたらと考えている点を記載致します。</p> <p>1.Airbnbでホームシェアリングをはじめた経緯 草の根の国際交流ができると感じ、自分自身の英語力向上や当時4歳の息子にとって異なる文化や言語と触れることがとても価値のあることだと感じて始めました。</p> <p>2.Airbnbに魅力を感じている主なポイント 『世界中のどこにいてもホッとできる場所を』というコンセプトや『個と個のつながりから世界を少しずつ近づける』といった考え方に魅力を感じており、下記のような社会的背景を踏まえた上で、地域で暮らす人々などに負担をかけたり歪みを生んだりしないような形で、社会に浸透していけばと考えております。</p> <p>(1)観光立国の方針の下、オリンピックも見据えてインバウンドが急増し、それに伴って圧倒的に宿泊施設が不足しており、今後も拡大が予想される。 (2)インバウンドによる消費額が経済に与えるプラスの影響は非常に大きい。 (3)ホームシェアリングの浸透によって、高齢者が旅行者をおもてなしすることでの活躍できるといった期待もできる。 (4)ホームシェアリングでの有効利用が、空き家に関する課題解消の選択肢の一つにもなり得る。</p> <p>3.ホームシェアリングに関する規制のあり方についての要望 (1)最低宿泊日数は7日ではなく2日が望ましい。 (2)一定の基準を満たしていることを国が認証する形などがあると望ましい。 フェイストゥフェイスのコミュニケーションがとれることが、安全性確保の観点から非常に重要と感じます。 一般市民が草の根の国際交流を深められることの価値は大きく、また子どもの頃からより自然な形で異なる文化に触れて育つことができることが将来に与えるプラスの影響も非常に大きいので、そうした点も含めてホームシェアリングのあるべき姿をご検討いただけますようお願い申し上げます。</p>	個人	厚生労働省
72	27年 11月30日	28年 2月23日	最低宿泊日数の緩和と「民泊」のすみわけ	<p>最低宿泊日数を現行の7日から2日に変更 7日は、そもそも個人旅行者の同都市滞在平均日数の需要にそぐわない</p> <p>個人の家を開放するホームステイ型の本来の民博に対する規定と、アパートの空室等に客を入れるホテル型の民泊に対する規定のすみわけ ホームステイ型の民泊では、空室対策、地域創生、高齢者の生きがい等に繋がっている。「観光立国」を目指す国として、民泊は最適な手段であり、経済発展に貢献している (ある仲介サイトでは、具体的な経済効果の数値を公表している)</p>	個人	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
73	27年 11月30日	28年 2月23日	規制緩和に対する要望	<p>旅館業法及び用途地域の見直しが必要だと思います。 民泊の場合、1棟あたりの宿泊人数が最大で6名位では無いでしょうか一般の住宅と何の変わりもないのに、何十人何百人も泊まれる旅館業法等の厳しい規制の中に入るのはおかしいのではないのでしょうか。</p> <p>例えば、空き家を利用して、宿泊人数5人のゲストハウスを立ち上げようとする まず用途地域で観光地に近く優良な住環境の場所では旅館ができない地域が多いです。しかし民泊の場合宿泊人数が少ないため一般の住宅と同じではないでしょうか。 消防においても全く同じです自動火災報知器設備、非常照明、誘導灯、不燃壁と人数に関係なく大きな工事費が必要です。保健所においてもこの5人の場合でももう1つ小便器を設置する必要があります水回りは大きな工事費が必要です。 特に部屋貸しの場合、一般住宅の設備で何ら問題ないのです。</p> <p>ホストには、衛生面及、消防の講習を受けさせ安全管理出来る、管理者認定制を設け、旅行者の安心を確保する義務を負わせる。 宿泊建物に、明解に公示-明示を行い近隣住民の安心を得られるようにする。施設名称、連絡先施設内容(シェアタイプ、1棟貸、スティタイプ、利用人数等)を明示する。 多様な宿泊形態は、旅行の楽しさを、倍増させるものです。 よろしく願います。</p>	民間企業	国厚 土生 交労 通働 省省
74	27年 11月30日	28年 2月23日	民泊の許可と制限	<p>Airbnbホストです。 簡易宿泊所の許可も取得しながらも、Airbnbからも宿泊客の流入を得ています。現在、議論が進められているであろう民泊については、幾つか制約をつければ、特段反対する理由はありません。幾つかの制約について、述べます。</p> <p>-届出制 都道府県の許可制。 安全面や税制面など、行政でもある程度の把握が必要。 Airbnbのホストコミュニティなどを見ると、火災保険の仕組みや確定申告すら理解できていない輩がわんさかいます。当然のことながら、行政の立ち入り調査も可能。</p> <p>-安全面の指導 Must項目(例:消化器、避難経路、非常ベルなど)また、Nice to have(例:防災カーテン、非常用懐中電灯等)などを明文化する。</p> <p>シェアリングエコノミーの行き着く先は、とどのつまり「人の命」をどう守るか。</p> <p>-対面必須 対面をすることで、問題になっているゲスト側の行き過ぎた行動を防ぐことは可能かと思われます。 国籍が異なるうが、何と言っても「人」です。所有物を「借りる」ことで、ゲスト側もホストに会えば気持ちに抑制がかかるのは間違いありません。 対面ありになれば、ホスト側の「ホスト」としての意識もより高まり、「民泊」の「民」が活きるとかんがえます。</p> <p>他にも色々ありますが、文字数の制限もあり、ひとまずポイントと思われることを、つらつらと列記しました。</p>	個人	厚 生 総 労 働 省 省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
75	27年 11月30日	28年 2月23日	Airbnbホストの生の声 (規制改革に関する提案)	<p>[1] Airbnbを通じて民泊をはじめたきっかけなぜ自分がAirbnbをすることになったか。 将来いずれ家族が増えた時のために新築のセカンドホームを購入し、自分達が居住するまでの間、海外の方々を迎え入れゲストハウスとして提供しようと思ったのがきっかけです。インターナショナルスクールに通う我が家の子供たちもまだ小さい時に多くの海外からのお客様に触れ合い刺激になって欲しいというのがきっかけです。また、工作上、日本を紹介する海外のテレビ番組のレポーターをしております。日本を海外の視聴者に紹介する電波を通しての情報発信と、実際に訪日客と触れ合う「実践」をすることによって、「おもてなし」の精神を一人でも多くの海外の方に伝えたいのです。</p> <p>[2] 民泊の魅力何点か箇条書きで、Airbnbがなぜ魅力的か？何が楽しいか？ <ul style="list-style-type: none"> ・Airbnbは世界中で利用しているトップポータルですので、国籍問わず多くの訪問客と触れあえる ・訪日客が楽しく、充実したステイをし、笑顔で日本を去る時が一番楽しい瞬間です ・言語力のブラッシュアップが出来る。外国語コミュニケーションが取れるようになるという要素が大きいこと。 </p> <p>[3] この先、ような環境が整っていたらさらに民泊を楽しんでできるか、政府に協力してほしい内容。 <ul style="list-style-type: none"> ・国際社会になりつつある日本で最大の弱点は一般の英語力の欠如です。訪日客もこの言語的な壁に障害を感じてはいます。1つでもコミュニケーションができる宿が増えると訪日客も安心して日本に来れます。ホテルでさえ通訳サービスを利用している宿泊施設が多い中、言語力を生かせるホストの宿泊提供を制限することは日本にとっても痛手になります。規制の緩和は必須です。 ・最低宿泊日数を7日ではなく2日にしてほしい。せっかく遠く海外から来た旅行者に様々な日本を知ってもらいたい。1宿泊先7日間の縛りを設けるのは日本にとって、長期滞在はむしろリスクであり(不法就労の問題も発生するかもしれません)デメリットの方が圧倒的に多い。 ・近隣への配慮もふくめて届け出制度にしてもらって国から認証カード発行してほしい。安全基準を満たして税金も払うことで堂々とホストをしたい。ただし、規制が厳しい、あるいは許可が下りるまでの手続きが遅いなど、障害があると安全をクリアした宿泊施設は伸びません。供給不足は依然として続くことに危惧しています。 </p>	個人	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
76	27年 11月30日	28年 2月23日	民泊の規制に関する、 事実と改善希望に対す る提案	<p>民泊の魅力とその規制について 所感として民泊を実施する上での魅力は下記3点 1:外国人旅行者に必要な宿泊先を提供できる 2:異文化のコミュニケーション、語学学習となる 3:外国に友人ができ、各国でお互いが助け合える</p> <p>1:観光産業は世界各地から各地方にお金が落ちる裾野の広い素晴らしい仕組みにも関わらず、主要都市では宿泊先が足りず、その理由で高騰するホテルの宿泊にお金を使ってしまう現状があると思う。期待される地方や各商業などにお金が落ちないのであれば、最も早く効率的に宿泊先を比較的安価に提供する方法としての民泊は最適のサービスと考える。 また、民泊による収入源確保が期待される地方では情報や活動者の数が少なく、その活性スピードも中心都市から少し遅れを取る可能性がある。</p> <p>2と3:国際言語である英語を、日本では使用する機会が少ないため、座学での英語は学んでいるとはいえ会話ができないという特有の国民の現状がある。近隣のアジア諸国の中でも日本の英語対話能力は劣ると言われている。民泊はこの点でも、直接の語学使用の機会提供となるため、高額な学習費用を支払うことなく、生の英語学習ができる点で、国民の語学力向上への寄与と捉えることができる。</p> <p>現在旅館業法上、規制が緩和されている地域でも、民泊の許される宿泊日数は7日以上であり、これは外国人旅行者の非常に限られた対象にしか当てはまらない。(大阪で18.4%未満といわれていた:日経新聞調べ)</p> <p>当然、上記のような規制は、民泊の犯罪利用の温床化を防ぐことや危機発生時(地震など)の旅行者の安全確保を最優先とした上で進めるべきことだが、これらを管理し緩和することで上記3つ以外の発生する利益(空き不動産の有効利用、商店街活性化など)も考えられるため全体最適が計れると考える。</p> <p>具体的には、 1:最低宿泊日数を撤廃する(1泊から) 2:地方は国による民泊の活性化と、同時に安全・衛生上のルールづくり 3:近隣住民への国からの承認 などを期待したい</p> <p>2:国の関与により、地方への旅行者を増やしながらかも、避難誘導やゴミの処理(民泊の多い地域に専門のゴミ捨て場を用意するなど)ルールを設置するなど 3:近隣住民への理解を促すための、国からの民泊所認定とその通知許可証の設定など。</p> <p>国家利益を合理的に反映させた規制改革を期待します</p>	民間企業	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
77	27年 11月30日	28年 2月23日	ホームシェアリングの規制改革に関する提案	<p>【自身がホームシェアリングを始めた背景】 2015年5月に現職の関係で東京から大阪へ転勤となり、その2か月後に結婚しましたが結婚相手が東京在住の為、自腹で毎週帰京する生活を送っております(会社からの帰京支援一切なし)。週末大阪の賃貸物件を不在にしている間、帰京資金調達の為にAIRBNBを利用し、部屋を貸し出しています。</p> <p>また、自身が海外・国内旅行へ行く際もホテル代わりに利用しています。時にホテル以上のクオリティで低価格の宿泊サービスが叶うからです。まだ始めて間もないですが、トラブルに合ったことは一度もありません。(オークションのように、ホスト・ゲスト相互に評価制度有り)</p> <p>【問題点】 大家には物件を不在中貸している事実を伝えづらく、伝えていない(見知らぬ外国人が入り出す、法律等でできちんと合法になっていない為マイナスイメージが大きい) 現在7日間以上の滞在を条件に規制があるが、実際は1泊～3泊のみで運用多(長期滞在は現状少数)</p> <p>【提案事項】 現状、7日間以上の滞在しか許容されていませんが、自身が不在にしている間に物件を貸している為、また他物件のスケジュールを確認すると大阪での7日以上長期滞在は少数に限定されています。 滞在日数を1泊以上に許容していただきたい</p> <p>ホームシェアリングは現在ホストにとってはとても良い収入源となっており、またゲストにとっても 1. ホテルが満室の場合も宿泊先のチョイスが広がる(大阪は連休になる度に超高額のホテルしか空いていない状態) 2. 現地の人との交流が持てる というメリットがあります。</p> <p>今後どんどんホスト(家を貸す人)が増えていくと思います。 実情に合った法整備をどうぞよろしくお願い致します。</p>	個人	厚生労働省
78	27年 11月30日	28年 2月23日	貸切バスの営業区域拡大	<p>【提案内容】 訪日外国人旅行者向け貸切バスの営業区域の拡大ならびに日本人向け貸切バスに対する同様の措置。</p> <p>【提案理由】 現在、訪日外国人旅行者向けの貸切バスの営業区域は特例措置により拡大しており、他府県での営業が可能となっているが、これを特例措置から通常ルールへと移行すべき。また、日本人向け貸切バスについても同様の措置を行うべき。これらの措置により、より多くの旅行者をより広域的に周遊してもらえるようになる。</p>	(公社)関西経済連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
79	27年 11月30日	28年 2月23日	シェアリングサービス AIR BNBについて	<p>私がAirbnbを通じて民泊をはじめたきっかけは親が残した不動産物件の有効利用としてです。現在の東京のホテルは稼働率90%以上となっていて、海外の友人や仕事で海外からのお客様を日本に呼ぶ際に、みんな声を揃えて「東京はホテルが取れない、ハイシーズンは予約が数ヶ月前から埋まっていて旅行や仕事で行く時に毎回非常に苦労している」と言います。</p> <p>民泊の魅力として、世界中に友達ができ定期的に遊びにきてくれるようになりました。自分がその国に旅行する時、彼らも私を友達のようにもてなして家に泊めてくれたりしてくれるのが一番楽しいです。</p> <p>この先、このような環境が整っていたら、海外からの旅行者にさらに民泊を楽しんでもらえると思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低宿泊日数を7日ではなく2日してほしいです。せっかく遠く海外から来た旅行者に短期滞在でも様々な日本を知ってもらいたい。現在の東京特区に優遇される「1宿泊7日間」の縛りを設けるのは日本にとってデメリットの方が圧倒的に多いと思います。 ・近隣への配慮もふくめて届け出制度にってもらって国から認証カード発行してほしい。 ・安全基準を満たして税金も払うことで堂々とホストをしたい。 ・民泊を世間に広げるために民泊大使を毎年任命してほしい <p>現在、厚労省でも「民泊サービスのあり方検討会」を実施していますが、未だ日本では自宅の空き部屋を仲介して旅行者に貸すサービス(民泊)は、旅館業法に違反していると言われます。ですが、シェアリングサービスのマッチングサイトとしてAIR BNBは旅行者を助ける世界的に認められる素晴らしい企業だと思います。また、シェアリングエコノミーは共有経済と言われますが、日本でも今後はもっと私有経済だけではなく共有経済を促進してほしいです。</p> <p>以上、ご検討の程、どうぞ宜しくお願いします。</p>	個人	国土 生 交 労 通 働 省
80	27年 11月30日	28年 2月23日	最低面積に関する規制	<p>現在、25平米が基準として出ていますが、15平米程度を基準とするべきと考えます。</p> <p>想定しているのは、ワンルームです。</p> <p>現在、ビジネスホテルなどでは専有面積11平米などの極端に狭いところもあります。</p> <p>15平米以下のところもかなり多くあります。</p> <p>15平米を超えてきたら、少しゆっくりできるので、その辺りを超えれば、旅行者が快適に過ごせると考えられます。</p> <p>日本人の住環境を守ると言う点でも、ワンルームを活用することを考えた方がいいと思います。</p> <p>現在、様々な要因でワンルームマンションが多数建築されています。</p> <p>在庫でも十分あるのに、さらに供給圧力をかけて行くことになります。</p> <p>25平米以上のみの民泊に開放すると、25平米以上の部屋は賃料上昇圧力がかかると考えられます。</p> <p>反対に、25平米以下は賃料下落圧力がかかると思います。</p> <p>そうすると、日本に住む人は広い部屋に済めず、狭い部屋にすまなければならないと言う状況が生まれてしまうと思います。</p>	個人	厚生 労働 省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
81	27年 11月30日	28年 2月23日	Airbnb規制は「ホームステイ型」と「物件ビジネス型」の二つの区分を作るべき	<p>「ホームステイ型」 自宅に外国人を招き、もてなすことを主目的としている</p> <p>「物件ビジネス型」 マンションを購入または賃貸し、Airbnbを通じて観光客の滞在先として提供し対価を得るビジネスを主目的としている</p> <p>現在、不動産業、観光業、ホテル業界、近隣住民などから抗議が出ているのは、「物件ビジネス型」。逆に地方、郊外での「ホームステイ型」を推進すれば運営を目的にした移住者も増え、空き家対策、地域経済活性化の一手ともなりえる。</p> <p>「ホームステイ型(A区分)」「物件ビジネス型(B区分)」とカテゴリーを分け、緩和と規制を設ければよい。</p> <p>A・ホームステイ ・同居を必須とする ・一人一軒(または2～3軒)のみ貸し出せる ・滞在期間に制限は設けない ・個人では限界のある改修や設備を求めない</p> <p>B・物件ビジネス ・外国資本の禁止 ・設備・登録などの規制により個人での運営を実質禁止する</p>	個人	厚生労働省
82	27年 11月30日	28年 2月23日	airbnbを日本でも広めてください	<p>提案の具体的内容 「airbnbのグレーなイメージを払拭し、ホストもゲストも安心して堂々と楽しく自由なスタイルで旅やコミュニケーションを楽しめる土壌を作してほしい(公に認めてほしい)。 ・民泊最低7日は現実からすると長すぎるので、1泊からにしてほしい(ゲストには、色々な場所に少しずつ泊まって日本の様々な土地や人々や住まいを体験したいという方が多いです) ・部屋の広さ25平米以上という制限はなくしてほしい(私たちが貸している部屋は21平米ですが、泊まったゲストは日本の狭いビジネスホテルよりも快適で居心地が良い、さらに安い、と喜んでくれています) ・安全面・衛生面のチェックについては何かしらのサポートがあるとうれしい(今まで約20件のゲストが来て特にトラブルはありませんが、サポートがあると安心です)</p> <p>提案理由 (airbnbをやって気付いた点、よかったと思う点) ・築70年の家を建て替えてアパートにし、その2室が賃貸で埋まらなかったため軽い気持ちでairbnbに登録してみたら、あっという間に2か月先まで予約が埋まり驚いた。明らかに需要があると感じました。 ・日本に来たいという海外の方と日々直接コミュニケーションすることで「日本人」としての自覚・誇りが自分の中に産まれました。色々なことを聞かれるので、日本のユニークなところ、素晴らしいところを伝えようと自分でも調べるようになりました。 ・同じアパートに住む両親(海外経験全くなし)も、最初は入れ代わり立ち代わりくるゲストに尻込みしていましたが、最近はちょっとした英語であいさつを試みたり、アパートに日本風の飾りつけをしたり、楽しんでます。いい刺激になっているようです。何より、自分たちが昔から住んでいた土地がこんな風に世界中の方に訪問されること、思いがけない副収入を生んでいることに喜んでます。</p> <p>・性善説に基づいた自己責任でオープンな、とても未来的なコンセプトで成り立っているのも最初は若干自分でも抵抗がりましたが、それはゲスト側も同じだと感じます。双方がお互いを気遣い尊重しあい学びあうということを体感できる素晴らしいシステムだと心から感じます。ゲストも同様のことを言っています。</p> <p>ぜひ、日本だけこの流れに取り残されないように、それどころか一番スマートに民泊を運営できる国になってほしいです。</p>	個人	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
83	27年 11月30日	28年 2月23日	既存の旅館業法の改善による民泊許可の追加	<p>当方はAirbnbというサービスを通じて民泊サービスを提供しているものです。</p> <p>[1] 現行の旅館業法に、民泊の枠を追加してほしい。 消防設備などの安全装置と定期的な清掃等の清潔基準を設ければ日数にかかわらず民泊を許可する法律に変更すべき。じゃないと実状にあわない。また現状の改正案である7日以上というのは実際の民泊の実状に合わず、意味がないので撤廃してほしい。また、その条項にはトイレの個数の制限はなくすようにする。</p> <p>[2] 付近の住民への配慮をさせるように。 付近の住民に迷惑をかけてまで民泊すべきではない。町内会等に協力を求め、付近の住民の苦情窓口をAirbnb管轄のもと必ずホストに設けさせるようにし、住民の苦情にホストが応じない場合は保健所を通じてホストに連絡がいくようにするなど、具体的な罰則を設ける。 - - - Airbnbによる経済効果は2000億円以上とも言われ、日本中のホストが直接外貨を受け取ることが出来る非常に素晴らしい結果をもたらしているとともに、日本に旅行に来る外国人の増加にも寄与し、それによる日本各地の観光地への経済効果も副次的に生み出しています。</p> <p>何卒宜しくお願い致します。</p>	個人	厚生労働省
84	27年 11月30日	28年 2月23日	ホームシェアリングにおける規制緩和について	<p>私は、帯広市内で一番古い商店街の古い一軒家を改装しAirbnbを利用してホームステイ形式で海外や日本の旅行者の方々をホストとして迎えております。 これは地方都市特有の街中空洞化現象を解決できることができかもしれないと思い今年の春から導入しました。 以下、そのような取り組みをすることになった経緯とホームシェアリングに関する規制について検討いただける点を提案します。</p> <p>1.ホームシェアリングをはじめた経緯 自分は約40年前に帯広の駅前に当時の大学生を中心としてバックパッカーたちを無料で泊めるテント「カニの家」を子供の頃に見ていました。 その後、地元を離れ人生の半分以上を首都圏で過ごし50才でUターン。 故郷に恩返しができることはないかと過疎化した中心街で飲食店を始めました。 そこでお客様として来られたのが40年前にカニ族として帯広に滞在していた団塊の世代のリタイヤ組の方達でした。 学生の頃に受けた帯広での「もてなし」の感謝を口にするのでした。 この「恩」をまた別の形でしかも国際的に出来るのがこのシステムだと確信しました。</p> <p>2.Airbnbの魅力 ネットの利用でしかも金銭や個人の保証も簡易的に出来、個人のホスト能力を発揮することで運営できることが最大の魅力です。</p> <p>3.ホームシェアリングに関する規制についての要望 最低宿泊日数は7日ではなく2日が望ましい。</p> <p>お客様とのコミュニケーションが蜜にとれることが、安全性確保の観点からも特に重要だと感じます。 外国からのお客様のみならず日本各地から来たお客様を市民レベルで「地元の住まい方でもてなす」ことが未来の観光資源になると確信します。 このような点も含めてホームシェアリングの規制緩和をご検討いただけますようお願い申し上げます。</p>	個人	厚生労働省